

本別町第6期 地域福祉実践計画

令和3年（2021）4月～令和8年（2026）3月



令和3年3月

社会福祉法人本別町社会福祉協議会



このマークは、社会福祉協議会のシンボルマークです。（全国共通）社会福祉および、社会福祉協議会の「社」の文字を図案化し、「手をとって、明るい幸せな社会を建設する姿を表現しています。

昭和47年、全国社会福祉協議会20周年を記念して、公募によりデザインが選ばれ制定されました。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、全国・都道府県・市区町村にそれぞれ組織される、営利を目的としない地域福祉の推進を目的とする公的な民間福祉団体です。

住民の皆様や法人から寄せられた会費や寄付金、行政からの公費補助等によって運営されています。

社会福祉協議会は略して「社協」と呼ばれています。

社協は、すべての人が安心して暮らせるまちにするため、住民や公私福祉関係者などの参加を得て一緒に考えながら、地域のコミュニティづくりをすすめていきます。

本別町第6期地域福祉実践計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	第5期地域福祉実践計画の振り返り	1
2	第5期地域福祉実践計画の事業評価	3
3	計画の位置づけ	6
4	計画の期間	7
5	計画の策定方法	8
6	取り組みの基本原則	9
7	地域福祉を取りまく現状と課題	11

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	12
2	基本目標	12
3	重点的推進項目	14
4	実践項目の体系	16

第3章 計画の取り組み

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

1	在宅福祉ネットワーク活動の充実支援	18
2	あんしんサポーターの養成とフォローアップ研修の実施	19
3	ボランティアセンターの推進・強化	20
4	災害ボランティアセンターの設置・運営	21
5	あいの里交流センターの運営	22
6	赤い羽根共同募金運動の推進	23
7	高齢者の生きがいづくりの推進	24
8	社会福祉大会の開催	25
9	障がい者の社会参加事業の推進	26
10	福祉団体への支援	27
11	関係機関との連携協議	28

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

1	地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	29
2	あんしんサポートセンターの運営	30
3	あんしんお預かりサービス事業の推進	31
4	日常生活自立支援事業の推進	32
5	法人後見事業の実施と市民後見の推進	33
6	安心生活創造事業の推進	34
7	やすらぎ支援事業の推進	35
8	貸付事業の実施	36
9	配食サービス事業の推進	37
10	あんしんすまい保証サービス事業の推進	38
11	死後事務委任契約事業・生前事務委任契約事業の推進	39

基本目標3 地域生活を支える福祉サービスづくり

1	訪問サービスの運営	40
2	通所サービスの運営	41
3	通所型介護予防事業の推進	42
4	小規模多機能サービスの運営	43
5	高齢者住宅の整備推進と運営	45
6	地域密着型特別養護老人ホームの整備推進と運営	46
7	福祉有償運送事業の推進	47

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

1	法人組織運営体制の充実	48
2	財政基盤の充実	50
3	啓発事業の推進と内容充実	52
4	情報共有のための会議内容の充実	53
5	職員の意識改革と地域福祉活動の推進	54
6	職員に対する福利厚生の充実	55
7	職員の資質向上の充実	56
8	災害見舞金・供花料事業の実施	57
9	情報・通信環境の整備	58

資料編

1	「福祉でまちづくり」の歩み	59
2	「地域福祉を取りまく現状」	62
3	「本別町災害ボランティアセンター」	69
4	「地域福祉」・「あんしんサポートセンター」の取り組み	73
5	「居住支援」関連の取り組み	76
6	「その他」の取り組み・「小規模多機能型居宅介護事業」	78
7	「地域共生社会の実現」に向けた全国的な流れ	79
8	「本別町第6期地域福祉実践計画」策定・審議委員名簿	84

第1章 計画の策定にあたって

1. 第5期地域福祉実践計画の振り返り

第5期地域福祉実践計画（平成28年度から令和2年度までの5年間）においては、「ふれあいとぬくもりのあるまちづくりから ともに築き支えあう福祉のまちづくりへ」を基本理念として、①誰もが参加できる地域社会づくり、②住民相互による支え合いづくり、③一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり、④地域生活を支える福祉サービスづくり、⑤地域福祉を支える社会福祉協議会の運営の5つの基本目標を掲げて、地域福祉実践計画を展開してきました。

＝ 第5期地域福祉実践計画における主な事業成果 ＝

【地域福祉活動推進（あんしんサポートセンター）の取り組み】

年々、増加する単身高齢者や金銭管理を必要としている人の権利や財産を守る権利擁護の推進を図ることができました。

平成29年度に亡くなった際に必要となる葬儀や納骨、役場への届出事務、公共料金等の精算等の事務を契約により実施する「死後事務委任契約事業」の創設、平成30年度に契約により身元保証の引き受けや入院中や入所中の買い物や財産管理など生存中の支援を行う「生前事務委任契約事業」の創設により、新たな課題解決を図るとともに、あんしんサポートセンターの機能強化を図ることができました。

【居住支援・住まいの場の確保に関する取り組み】

身寄りが居ないなど、住まいにおける保証人確保が困難な人に対して、定期的な安否確認や葬儀・家財整理の費用補償を行う「あんしんすまい保証サービス事業」を平成28年度に創設し、令和元年10月には、高齢や障がいがあるなど、住宅確保をするうえで配慮が必要な人への居住支援を行う「居住支援法人」として北海道から、全国の町村社会福祉協議会としては初めて指定を受け、住宅の住み替えや入居中・入居後の一貫した支援に取り組むことができました。

高齢者の居住としては、仙美里地区小規模多機能型居宅介護事業所「陽だまりの里」に併設した高齢者向け賃貸住宅の「陽だまりの家」を平成30年度に開設し、勇足地区小規模多機能型居宅介護事業所「ゆうあいの里」に併設した高齢者向け賃貸住宅の「ふれあいのいえ」を令和元年度に開設し、本別北地区小規模多機能型居宅介護事業所「清流の里」に併設した高齢者向け賃貸住宅の「清流ハウス8」と合わせて、各日常生活圏域において低所得高齢者等が安心して暮らすことができる住まいの場の確保を図ることができました。

【災害に備えた取り組み】

近年の多く発生している大規模災害に備えた「災害ボランティアセンター」の設置及び運営方法について、町との役割分担についての協議を重ね、「本別町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」の締結、「本別町災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアル」の策定を令和3年3月に行いました。

【介護保険事業の取り組み】

町が実施する「ほんべつ福祉セミナー」を通じて、新たな人材確保を図ることができました。

【法人運営全体の取り組み】

法人全体として、令和元年度にキャリアパス制度（スキルや実績により昇給・昇格の条件を整える制度）を導入し、「非正規の常勤職員」を「正職員」化し処遇改善を図りました。また、「エルダー・メンター制度（新入社員や若い社員に先輩の社員が仕事面やメンタル面でのサポートを行う制度）」による新たな人材育成に着手したほか、各種研修会の実施により、介護職員の確保や育成を図りました。

社協内の各部門や他事業所・地域包括支援センターによる「部門間連携会議」を令和2年度に新設し、サービス利用者の移行調整・事業所間の情報共有により、質の高いサービス確保を目指しています。

また、社協内の各介護事業所が実施している「リーダー会議」や「全体会議」の在り方を見直し、事業所内で抱えている様々な課題や職場改善について、職員全体で共有化を図り、風通しのよい職場づくりを目指しています。

介護現場での負担軽減及び業務の効率化、利用者の状態に応じた適切なサービス提供するため、令和2年度に国の「介護ロボット導入支援交付金」を活用し、マットレスの下に設置したセンサーにより、体動（寝返り、呼吸、心拍など）を測定し、睡眠状態を把握する「介護ロボット」を小規模多機能型居宅介護3事業所に20台導入しました。

さらに、新型コロナウイルス対策に係る本別町の「福祉・医療施設等感染予防対策支援交付金」や国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し、各事業所内のWi-Fi環境の整備、タブレット型端末などのICT（情報通信技術を活用した）機器の導入により、オンライン（パソコンなどの端末をインターネットのネットワークに接続されている状態）活用による家族と利用者との面会、事業所間のリモート会議（離れている事業所間でオンライン活用による会議）を実施しています。

2. 第5期地域福祉実践計画の事業評価

(1) 評価の方法・評価基準

第5期地域福祉実践計画の45項目については、「社会福祉協議会総務部会」において、事務局から計画の進捗状況や成果・今後の事業方針について提案を受け、部会における意見を集約し、最終的な評価を行いました。

【事業評価】

計画の進捗状況・成果について、以下の基準を目安としながら、評価を行いました。

評価	評価基準
A	数値としての進捗率75%以上が目安 事業としては町民ニーズや事業成果が希望通り
B	数値としての進捗率50%以上が目安 事業としては町民ニーズや事業成果が概ね希望通り
C	数値としての進捗率50%未満が目安 事業としては町民ニーズや事業成果が待機者や利用制約がある

【今後の事業方針】

第6期地域福祉実践計画について、以下の5区分での実施方針を決めました。

充実 ・ 継続 ・ 縮小 ・ 廃止 ・ 検討

(2) 評価の経過

第5期地域福祉実践計画は中間時期にあたる平成30年度に中間評価を行うとともに、最終年となる令和2年度に最終評価を、以下のとおり実施しました。

令和2年 7月20日 ～8月31日	実践項目ごとに、各部門担当職員が評価を実施
令和2年 9月11日	地域福祉実践計画事務局会議での評価検討 構成…事務局長、事務局次長、法人運営部門、地域福祉 活動推進部門、各介護事業所 管理者
令和2年 9月29日	社会福祉協議会 総務部会での評価の審議・決定
令和2年10月14日	社会福祉協議会 理事会での評価内容の報告

【第5期地域福祉実践計画 実践項目評価一覧】

基本目標1 誰もが参加できる地域社会づくり

実践項目	中間評価	最終評価
1 あんしんサポーターの養成とフォローアップ研修の実施	A 継続	A 継続
2 ボランティアセンターの推進・強化	B 継続	B 継続
3 ボランティア団体等に対する助成支援	A 継続	A 継続
4 高齢者就労センターの運営	B 検討	B 廃止
5 高齢者の生きがいづくりの推進	A 継続	A 継続
6 あいの里交流センターの運営	A 継続	A 充実
7 社会福祉大会の開催	B 継続	B 継続
8 障がい者の社会参加事業の推進	A 継続	A 継続
9 福祉団体への支援	A 継続	A 継続
10 福祉団体への助成	A 継続	A 継続

基本目標2 住民相互による支え合いづくり

実践項目	中間評価	最終評価
1 在宅福祉ネットワーク活動の充実支援	B 継続	B 継続
2 在宅福祉ネットワーク活動への助成支援	B 継続	A 継続
3 在宅福祉ネットワーク連絡協議会の充実支援	B 継続	B 継続
4 関係機関との連携協働	B 継続	B 継続

基本目標3 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

実践項目	中間評価	最終評価
1 あんしんサポートセンターの運営	A 継続	A 継続
2 法人後見事業の実施と市民後見の推進	A 継続	A 継続
3 日常生活自立支援事業の推進	A 継続	B 継続
4 あんしんお預かりサービス事業の推進	A 継続	A 継続
5 あんしんすまい保証サービス事業の推進	C 継続	B 継続
6 安心生活創造事業の推進	A 充実	A 継続
7 やすらぎ支援事業の推進	A 継続	A 継続
8 貸付事業の実施	B 継続	B 継続
9 配食サービス事業の推進	B 継続	B 継続
10 福祉有償運送事業の推進	B 縮小	A 継続
11 地域福祉活動事業の研究と事業の展開	A 継続	A 継続
12 死後事務委任契約事業の推進	A 継続	A 継続

基本目標4 地域生活を支える福祉サービスづくり

実践項目	中間評価	最終評価
1 訪問サービスの運営	B 縮小	B 継続
2 通所サービスの運営	B 継続	B 継続
3 通所型介護予防事業の推進	B 継続	B 継続
4 福祉用具貸与・販売の運営	B 継続	B 廃止
5 仙美里小規模多機能サービスの運営	A 継続	B 継続
6 勇足小規模多機能サービスの運営	A 継続	B 継続
7 本別北小規模多機能サービスの運営	A 継続	B 継続
8 災害見舞金・供花料事業の実施	A 継続	A 継続
9 高齢者住宅の整備と運営	A 継続	B 継続
10 地域密着型特別養護老人ホームの整備推進と運営	A 継続	B 検討
11 生活支援体制整備事業の推進	C 充実	B 継続

基本目標5 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

実践項目	中間評価	最終評価
1 法人組織運営体制の充実	B 継続	B 継続
2 財政基盤の充実	B 継続	B 継続
3 啓発事業の推進と内容充実	A 継続	B 継続
4 地域福祉実践計画の策定及び評価の実施	B 継続	B 継続
5 情報共有のための会議内容の充実	A 継続	A 継続
6 職員の意識改革と地域福祉活動への推進	B 継続	B 継続
7 職員に対する福利厚生への充実	A 継続	A 継続
8 職員の資質向上の充実	A 継続	A 継続

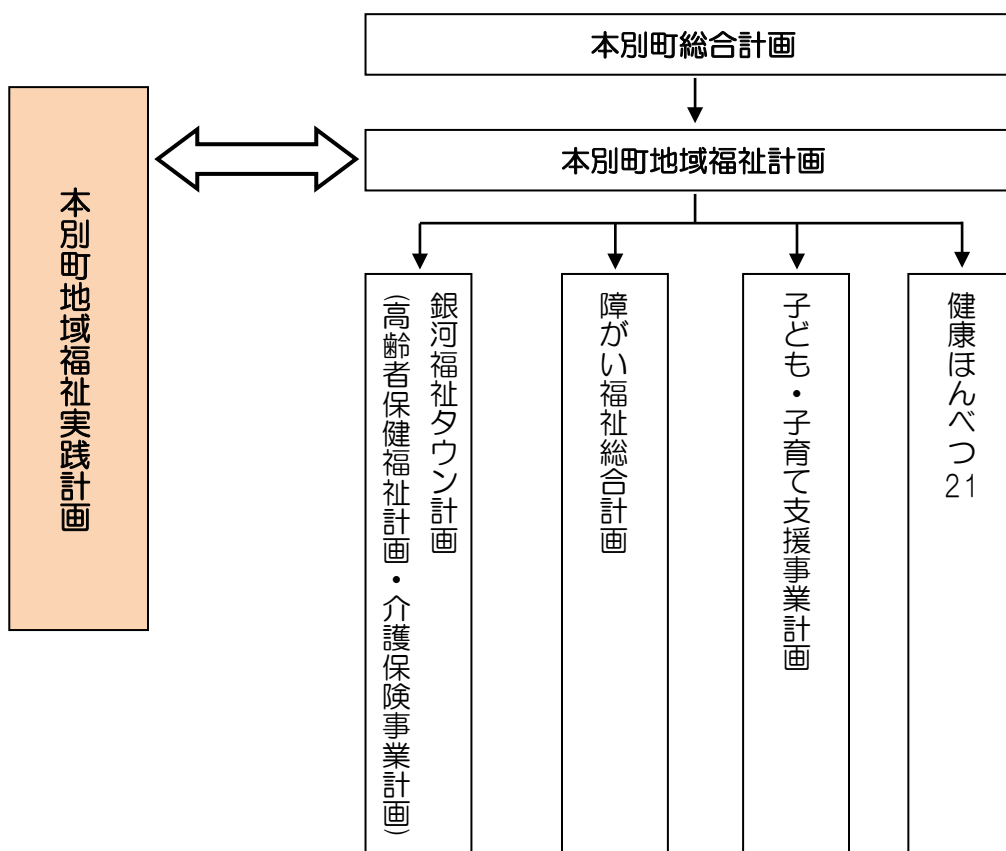
評価集計

中間評価				最終評価			
事業評価		事業方針		事業評価		事業方針	
A	25	充実	2	A	20	充実	1
B	18	継続	40	B	25	継続	41
C	2	縮小	2	C	0	縮小	0
合計	45	廃止	0	合計	45	廃止	2
		検討	1			検討	1
		合計	45			合計	45

3 計画の位置づけ

社会福祉協議会が策定する「第6期地域福祉実践計画」は、地域において活動を担う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心にした民間の活動・行動計画であり、行政計画である「第7次本別町総合計画（令和3年度～令和12年度）」の推進動向を念頭に策定された「第4期本別町地域福祉計画」と、別に定める「第8期銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「第2次障がい福祉総合計画」、「次世代育成支援対策推進行動計画」等の、福祉関連個別計画等との連携・関連性を考え、基本的な方向性や諸施策の展開について密接な連携を図っていきます。

地域福祉計画と地域福祉実践計画との位置づけ



計画の名称	策定の根拠
本別町地域福祉実践計画（活動計画）	社会福祉法第109条
本別町総合計画	地方自治法第96条第2項
本別町地域福祉計画	社会福祉法第107条 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条
銀河福祉タウン計画	老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画） 介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）
障がい福祉総合計画	障害者基本法第11条第3項（市町村障害者計画） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条（市町村障害福祉計画） 児童福祉法第33条（市町村障害児福祉計画）
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条 （市町村子ども・子育て支援事業計画） 次世代育成支援対策推進行動法第8条
健康ほんべつ21	健康増進法第8条第2項（市町村健康増進計画）

4 計画の期間

計画の期間は、町地域福祉計画との整合性を図るため、令和3年度から令和7年度の5年間で計画の実施期間とします。

第6期地域福祉実践計画策定に向けた関連計画の期間

計画の名称	計画期間	~ H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
本別町地域福祉実践計画	R3~ R7	第5期計画					第6期計画				
本別町総合計画	R3~ R12	第6次計画 H28-R2 後期					第7次計画 R3-R7 前期				
本別町地域福祉計画	R3~ R7	第3期計画					第4期計画				
銀河福祉タウン計画 (高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画)	R3~ R5	第6期 計 画	第7期計画			第8期計画			第9期 計 画		
障がい福祉総合計画 (障がい者保健福祉計画) (障がい福祉計画) (障がい児福祉計画)	R3~ R5	(第5期計画) (第4期計画)	第1次計画			第2次計画			第3次 計 画		
子ども・子育て支援事業 計画	R2~ R6	第1期計画				第2期計画					
健康ほんべつ21	H30 ~R4	第2期 計 画	第3期計画					第4期計画			



5 計画の策定方法

(1) 策定体制

① 社会福祉協議会事務局

策定作業は、各部門の担当職員が中心となり、現状分析や課題の抽出、計画案の検討を進めるとともに、町福祉関係部局（保健福祉課、総合ケアセンター、地域包括支援センター）との協議を行い、第4期地域福祉計画（令和3年4月～令和8年3月）との整合性を図っています。

また、社会福祉協議会事務局全体として、事務局長、事務局次長、法人運営部門・地域福祉活動推進部門・各介護サービス部門の管理者が中心となり、計画案の策定作業を行いました。

② 社会福祉協議会総務部会

総務部会では、事務局で策定された計画案の内容について審議を行い、理事会へ答申します。

③ 社会福祉協議会理事会・評議員会

理事会では総務部会から答申された計画内容について審議を行い、最終審議機関である評議員会において計画を策定いたしました。

(2) 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、様々な担い手との連携がきわめて重要であることから、町福祉関係部局との連携を図ります。

計画期間中は、社会福祉協議会評議員会で事業報告を行い、計画の進行管理を行います。

(3) 計画の評価と見直し

計画を着実に推進し、次期計画である第7期地域福祉実践計画につなぐため、3年後（令和5年度）に中間評価、最終年度（令和7年度）に最終評価を行います。

計画の評価は、計画の進行管理との継続性及び一体性を確保するため、社会福祉協議会総務部会が行うものとします。

6 取り組みの基本原則

(1) 自助・互助・共助・公助の考え方

複雑化、多様化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

地域福祉実践計画の策定においては、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点に立ったそれぞれの役割分担による地域福祉活動を実践することで、協働による事業の推進を図っていくことを基本原則とします。

地域福祉実践計画における自助・互助・共助・公助の考え方

「自助」の推進	誰もが参加できる地域社会づくり →家族を含めた自らの活動
「互助」の推進	地域特性を活かした安心できる支え合いの仕組みづくり →隣近所や自治会などの身近な地域における支え合い・助け合いによる活動
「共助」の推進	一人ひとりに焦点に当てたきめ細やかな地域福祉活動の展開 →地域住民の参加や社会福祉協議会における地域福祉事業による活動
「公助」の推進	生活圏域が起点とした地域福祉を支える福祉サービスの基盤づくり →地域生活を支える公的なサービスによる活動

地域福祉計画においては、「福祉は地域全体でつくりあげる」という「まちづくり」の視点で福祉を捉え、地域全体で福祉を推進し目指す「福祉でまちづくり」への意識付けを強化し、「福祉でまちづくり」を更に推進するために、「自助、共助、公助」という考え方を町民と行政、関係機関が互いに理解し合い、引き続き「自」、「共」、「公」それぞれの努力と役割分担による「協働」事業の拡大に取り組んでいくことを基本原則としています。

地域福祉計画における自助・共助・公助それぞれの努力と役割分担

「自」の努力	○個人の自立 ○家族での支え合い ○共助・公助への参加・参画
「共」の努力	○地域社会における相互扶助 ○自治会・ボランティア・NPOなどの市民活動による支援 ○「新たな公共」サービスづくり
「公」の努力	○福祉・保健・医療などの公的制度によるサービス提供 ○町民の自主的・主体的な地域福祉活動の促進

(2) 地域福祉圏域

第4期地域福祉計画において、一次から三次に至る、三層構造の地域福祉圏域を設定し、二次福祉圏域（小学校区）を介護保険の日常生活圏域としたことで、それぞれの圏域における役割を明確にしています。

圏域単位での基盤整備を行うことで、市街地を中心としてきた福祉サービスの基盤整備から脱却し、高齢者居住施設の整備など、より町民に身近な場所でのサービス提供が可能になりました。

3層（第一次福祉圏域：自治会、第二次福祉圏域：小学校区、第三次福祉圏域：町全域）構造による地域福祉事業の推進を図り、各層が相互に連携することにより地域福祉推進の相乗効果へつなげます。

地域福祉実践計画においても、地域福祉計画に沿った日常生活圏域の考え方と連動した地域福祉の推進を図ります。

<p>一次福祉圏域 （自治会） 75ブロック</p>	<p>個人・家族から、小地域における活動の基礎単位である自治会を中心とした圏域。自治会の規模は、最小3世帯から最大233世帯と活動の実情には大きな差異があることから、自治会内の「班」を中心としたご近所付き合いや日常的な支え合い・助け合いなど、身近な協力関係づくりが望まれます。</p>
<p>二次福祉圏域 （小学校区） 3ブロック</p>	<p>小学校区を単位とした役場支所、公民館活動など、基礎的な地域福祉活動を集約し、効率的な展開を図る圏域。介護保険における日常生活圏域であり、実質的にいわゆるコミュニティに相当する圏域であることから、町民に身近なサービス基盤整備を図ります。自治会連合会(4ブロック)など、各団体の区域は必ずしも一致していませんが、町民の地域活動の単位として最も重要な単位です。</p>
<p>三次福祉圏域 （町全域） 1ブロック</p>	<p>公的な福祉サービスを主に提供する町全域を対象とする圏域。町全域を包含する課題への対応や体制づくりなど、地域福祉を総合的に推進する単位です。</p>

7. 地域福祉を取りまく現状と課題

社会福祉協議会の活動を取りまく地域社会の状況は、少子高齢・人口減少の進行により、高齢や障がいなど制度ごとの対応だけではなく、分野を横断した対応が必要となる福祉課題の多様化や複雑化が見られるほか、高齢化していく中で人口減少が進むことで、地域の実情に応じた体制整備や人材確保ができない課題が見られるようになっていきます。

また、これらの状況に伴い、2025年問題である団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる状況では、介護状態にならないための予防をどう取り組むか、要介護者をどう支えるかという視点や、自治会等の地域活動の担い手不足となる点、2040年問題としては、団塊の世代の子どもが高齢者となり単身者が増加していく状況において、死後の支援体制をどう築くかという点の課題が迫ってきている状況です。

このような課題がある中で国においては、これまで高齢者、障がい者、子ども等の対象者別の把握できている課題だけではなく、対象・性別・世代の枠を超えた横断的で複雑かつ多様化する課題が地域に埋もれている状況に対して、これからの福祉活動に関する基本的な考え方として、「地域共生社会の実現」を位置づけています。

地域共生社会とは、高齢や障がいなどの制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民等が「我が事」として参画し、人と人、人と資源と世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、人々が様々な地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

これらの複雑かつ複合化した課題の解決には、社会福祉協議会単独での解決は困難であるため、行政や福祉関係者のみならず、地域にある様々な組織とのつながりが重要になります。

とりわけ、国においては、成年後見制度の利用が全国的に低いことなどから、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、令和3年度までに全市町村への中核機関の整備や計画の策定に取り組むことになっています。

本別町社会福祉協議会は、「住民主体の理念」に基づきながら、住民主体の「在宅福祉ネットワーク活動」や「あんしんサポートセンター」による「権利擁護・生活支援事業」など、課題に応じた解決を図る取り組み、介護保険サービスなどの公的福祉サービスの実施、災害時に備えた「災害ボランティアセンター」の体制整備など、多岐に渡る地域福祉事業に取り組み、「地域共生社会の実現」を目指す必要があります。

また、これらの課題に対応する福祉人材の確保・育成・定着についても計画的に進めなければなりません。そのため、多様な働き方が可能でハラスメントのない職場づくり、キャリアアップのための研修の実施や他事業所との人事交流のほか、介護人材を含む将来の人材確保のために教育現場と連携しながら福祉の仕事や活動の魅力を積極的に発信し、関心をもつ人のすそ野を広げていくことが重要となっています。

地域共生社会の実現に向けた取り組みを計画的かつ効果的に実施するため、第6期地域福祉実践計画を策定し、地域住民に本別町社会福祉協議会がどのような地域福祉の取り組みを目指しているかを提示します。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

全国社会福祉協議会が2020年から10年間の取り組みの方向性を提起している「全社協 福祉ビジョン2020」がめざす「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、地域住民とともに、多様な組織・関係者と連携・協働を重ねていきます。

なお、地域福祉実践計画は本別町で策定する地域福祉計画との連携した計画であることから、第4期地域福祉計画の基本理念を踏襲します。

地域のきずなと交流ネットワークを育み
誰もがいきいき笑顔で暮らすまち 本別

2. 基本目標

上記の基本理念を踏まえて、基本目標については、①自助（家族を含めた自らの活動）、互助（隣近所や自治会など身近な地域における支え合い、助け合いによる活動）、②共助（地域住民の参加や社会福祉協議会における地域福祉事業による活動）、③公助（地域生活を支えるサービスなどの公的なサービスによる活動）の3つの視点に分けた目標と、④地域福祉を支える社会福祉協議会の運営を加えた4つの基本目標を設定しました。

（1）互いに支え合う地域社会づくり

地域共生社会の実現には、住民参加による地域づくりの推進が不可欠であり、「在宅福祉ネットワーク」や「あんしんサポーター」といった住民相互の支え合いを推進するために、在宅福祉ネットワーク連絡協議会や民生委員児童委員協議会などの関係機関との連携を図ります。

また、新たな担い手確保の観点からも、「在宅福祉ネットワーク」や「あんしんサポーター」、「ボランティアセンター活動」など様々な場面において住民が気軽に参加できる機会の充実を図ります。

なお、様々な地域福祉活動を進めるうえでは、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことから、新たな生活様式を前提とした感染症対策を推進・普及することで、安心した地域福祉活動の推進を図ります。

（2）一人ひとりの生活を支える福祉サービス

高齢や障がいといった分野を超えた対応など、様々な生活課題の解決を図るため、「あんしんサポートセンター」を中心とした町福祉関係部局との連携した取り組みにより、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援を継続して実施します。

とりわけ、成年後見制度における中核機関の機能を担うことにより、権利擁護事業の拡大、身寄りの居ない方への支援を通じた居住支援の取り組みを推進します。

また、生活支援体制整備事業における地域での困りごとなどの課題把握を的確に行い、様々な機関との連携により、地域共生社会の実現を図るための取り組みを行います。

(3) 地域生活を支える福祉サービスづくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、介護保険・障がい福祉サービスの提供をより一層強化し、日常生活圏域ごとに設置している小規模多機能型居宅介護事業所のメリットを活かした地域内のつながりや地域行事への参加支援により、住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、地域における孤立の発生を防ぐための「地域づくり」を目指します。

また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設する高齢者住宅（高齢者専用セーフティネット住宅）の運営による「居住福祉」の充実、単独では公共交通機関を利用することが困難な人のための「福祉有償運送サービス」を充実させ、通院や買い物等における利便性を確保するためのサービスを提供します。

(4) 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

「地域福祉の推進」を図る社会福祉協議会として、各種事業を継続するための安定的な財源や人材育成が必要不可欠です。

福祉人材の確保・育成・定着をすすめるため、職場内外における倫理研修やキャリアアップのための研修を計画的に実施し、職員の資質向上と処遇改善を図ります。

とりわけ、町内の介護サービス事業者への派遣・出向により、基礎的介護技術の取得や多様な人間関係の構築など、様々な経験を積むことで介護職員としてのスキルアップを目指します。

さらに、教育現場との連携を強化し、福祉の仕事の魅力を積極的に発信することで、将来の優秀な人材確保につながるため「介護現場体験実習」などの取り組みを行います。

また、ICTを活用した事業所運営や事業所間の連携を図ることで、職員の業務負担を軽減と業務の効率化を目指します。

3. 重点的推進項目

国は、社会福祉法を改正し（平成30年4月1日施行）、「公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換」、「『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換」により、高齢者支援として推進してきた、医療や介護、生活支援など分野・主体間を超えた連携による支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」を、地域に暮らす障がいのある人、子ども・子育て世帯など地域に暮らす全ての人が支え合う仕組みとして深化・推進された「地域共生社会」の実現を目指しています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会です。

社会福祉協議会が、地域福祉に関する様々な施策を実施することにより、地域共生社会の土台となる地域力の強化に向けた取り組みを推進していきます。

また、高齢者、障がいのある人、子ども・子育て世帯などの各専門分野での支援はもちろんのこと分野が横断する課題については、これまでと同様にそれぞれの相談機関との連携と多機関協働によるネットワーク体制の充実・強化により、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

（1）総合相談体制の充実

①「相談支援」の充実

現在、あんしんサポートセンターの相談窓口である社会福祉協議会事務局、あいの里交流センターの相談体制を充実・強化し、地域包括支援センターなどの福祉関係部局との連携・協働により、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「相談支援」の充実を図ります。

②「身近な相談窓口」の拡充

在宅福祉ネットワーク連絡協議会や民生委員児童委員協議会など、様々な場面において「あんしんサポートセンター」を始めとする社会福祉協議会の取り組みの周知を行います。

また、あんしんサポーター養成・フォローアップ研修の継続により、「身近な相談窓口」となる人材の確保と育成を図り、研修や支援活動を通じた情報交換・情報共有の機会を増やし、身近な相談窓口の拡充を図ります。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画における中核機関の設置

①成年後見制度利用促進計画策定に向けた町との協議

本別町成年後見制度利用促進計画（第4期地域福祉計画）では、令和3年度に「地域連携ネットワークの整備」及び「中核機関の設置」を計画していることから、第6期地域福祉実践計画においても地域連携ネットワーク及び中核機関についての内容を盛り込み、誰もが成年後見制度を利用できる体制づくりを進めます。

②地域連携ネットワークの整備・中核機関の設置に向けた検討

地域連携ネットワークには、①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階から相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上監護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築という役割があります。

また、中核機関には、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能（市民後見人の研修・育成・活用、市民後見人の受任調整、法人後見の担い手の育成・活動支援）、④受任者調整（マッチング）等の支援（専門職後見人候補者の推薦、市民後見人の受任調整、親族後見人が受任できるための支援、家庭裁判所との連携）、⑤後見人支援機能（日常的な相談、意思決定支援を重視した後見人支援、チームに加わる関係者への支援等）、⑥不正防止効果（チームによる見守り等）という役割があります。

これら中核機関の機能については、町総合ケアセンターと社会福祉協議会とが役割・機能を分担する形で、令和3年度に検討・実施します。

■中核機関の役割及び機能

役割・機能	概要	所管
全体設計	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた全体構想の設計を行います。	総合ケアセンター
進捗管理・コーディネート（司令塔機能）	全体構想の実現に向けた進捗管理・コーディネート等を推進します。	
協議会の運営（事務局機能）	関係機関等による地域連携ネットワークによる協議会の事務局機能を提供します。	
具体的機能		
広報機能	利用する本人への啓発活動とともに、支援を必要とする人を発見し、支援につなげることの重要性などの周知啓発を行います。	あんしんサポートセンター (本別町社会福祉協議会)
相談機能	成年後見制度の利用に関する相談への対応や情報提供を行います。	
成年後見制度利用促進機能	受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行を支援します。	
後見人支援機能	市民後見等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じて支援の体制づくりを行います。	

4 実践項目の体系

基本目標で掲げた4つの目標と地域福祉を取りまく現状と課題に対処し、本別町の地域福祉を推進するため、以下の具体的な実践項目とした計画とします。

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

- 1 在宅福祉ネットワーク活動の充実支援
- 2 あんしんサポーターの養成とフォローアップ研修の実施
- 3 ボランティアセンターの推進・強化
- 4 災害ボランティアセンターの設置・運営
- 5 あいの里交流センターの運営
- 6 赤い羽根共同募金運動の推進
- 7 高齢者の生きがいづくりの推進
- 8 社会福祉大会の開催
- 9 障がい者の社会参加事業の推進
- 10 福祉団体への支援
- 11 関係機関との連携協議

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

- 1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- 2 あんしんサポートセンターの運営
- 3 あんしんお預かりサービス事業の推進
- 4 日常生活自立支援事業の推進
- 5 法人後見事業の実施と市民後見の推進
- 6 安心生活創造事業の推進
- 7 やすらぎ支援事業の推進
- 8 貸付事業の実施
- 9 配食サービス事業の推進
- 10 あんしんすまい保証サービス事業の推進
- 11 死後事務委任契約事業・生前事務委任契約事業の推進

基本目標3 地域生活を支える福祉サービスづくり

- 1 訪問サービスの運営
- 2 通所サービスの運営
- 3 通所型介護予防事業の推進
- 4 小規模多機能サービスの運営
- 5 高齢者住宅の整備推進と運営
- 6 地域密着型特別養護老人ホームの整備推進と運営
- 7 福祉有償運送事業の推進

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

- 1 法人組織運営体制の充実
- 2 財政基盤の充実
- 3 啓発事業の推進と内容充実
- 4 情報共有のための会議内容の充実
- 5 職員の意識改革と地域福祉活動の推進
- 6 職員に対する福利厚生への充実
- 7 職員の資質向上の充実
- 8 災害見舞金・供花料事業の実施
- 9 情報・通信環境の整備

第3章 計画の取り組み

前章で整理した実践項目に沿って、実践項目ごとに第6期地域福祉実践計画の期間である今後5年間における具体的な取り組みや数値目標などをまとめて示します。

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

1 在宅福祉ネットワーク活動の充実支援

事業目的

在宅福祉ネットワーク活動の推進における中核組織である在宅福祉ネットワーク連絡協議会への活動支援を通じた連携、各ネットワークへの活動費助成の実施により、各ネットワークでの活動を推進していくとともに、在宅福祉ネットワーク活動を実施する地区を拡大していくことで、町内全体における互助の基盤づくりを推進しています。

現 状

在宅福祉ネットワーク連絡協議会の事業である研修や総会・情報交換交流会といった事業を通じた活動の充実を図るとともに、活動費全般やサロン活動・情報共有を図ための会議への助成を行うことでの活動の推進につなげています。

新たな在宅福祉ネットワーク実施地区を拡大するための取り組みとしては、活動の手引きを作成し、5期計画中に負簾1自治会の組織化につながっています。

新型コロナウイルス対策に係る取り組みとしては、各ネットワークに対してサロン活動を行う際の留意点の周知と在宅福祉ネットワーク連絡協議会と協働による感染症対策用品の配付を行っています。また、全国社会福祉協議会で作成する新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した福祉活動の進め方の手引きを活用した周知に取り組んでいます。

実践内容

地域共生社会の実現していくためにも、身近な地域での支え合いである在宅福祉ネットワーク活動の取り組みが重要であることから、在宅福祉ネットワーク連絡協議会の事業を通じた活動の充実と在宅福祉ネットワーク活動への助成を通じた活動の推進を継続実施します。

一方で、在宅福祉ネットワーク活動の担い手が高齢化や固定化している状況で、次世代への引き継げない現状にあることから、町や在宅福祉ネットワーク連絡協議会との協働による新たな担い手づくりを目指します。

新型コロナウイルス対策に係る取り組みとしては、感染拡大防止に配慮した福祉活動の進め方の手引きを活用した感染状況に応じた活動の在り方について周知していくとともに、感染対策用品の配付を検討・実施します。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
在宅福祉ネットワーク数	31 地区	32 地区	32 地区	33 地区	33 地区	34 地区
研修会の実施 (NW 連協)	0 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
活動費の助成	31 地区	32 地区	32 地区	33 地区	33 地区	34 地区
サロン活動の助成	14 地区	16 地区	18 地区	18 地区	19 地区	19 地区
情報共有の助成	15 地区	15 地区	16 地区	16 地区	17 地区	17 地区
新規組織化の助成	0 地区	0 地区	0 地区	1 地区	1 地区	1 地区
感染症対策用品の配付	31 地区	31 地区	検討	検討	検討	検討

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「在宅福祉ネットワーク事業の充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

2 あんしんサポーターの養成とフォローアップ研修の実施

事業目的

あんしんサポートセンターに位置付けられている権利擁護事業や生活支援事業における支援員として活動いただくことで、あんしんサポートセンターの目的である「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」という願いを実現し、地域住民が支援の必要な地域住民の支援をすることで互助活動の推進を図るため、フォローアップ研修を通して「あんしんサポーターの」新規養成を行っています。

また、すでに登録いただいている「あんしんサポーター」には、フォローアップ研修を通して活動に係る知識向上等を目指しています。

現 状

新たなサポーターの養成を兼ねたフォローアップ研修を、登録サポーターの他、地域福祉実践者である自治会長や福祉部関係者、民生委員児童委員を対象として毎年実施しています。

新規登録者については、毎年ではないものの第5期計画期間中に9名の新規サポーター登録につながっていますが、高齢による登録辞退者もみられる状況にあります。

なお、法人後見事業の後見支援員の活動が可能となる専門研修である市民後見人養成研修については、実施していません。

実践内容

地域共生社会の実現を目指していくためにも、在宅福祉ネットワークを始めとした地域住民同士の支え合いの仕組みづくりはより一層必要性が高まることから、継続した新規サポーターの養成を兼ねたフォローアップ研修を実施します。

また、成年後見制度など金銭管理支援の利用者が増加していることから、専門研修の実施を計画し、法人後見における後見支援員など、権利擁護事業のサポーター養成を行います。

なお、サポーター研修を通じて、自治会活動や在宅福祉ネットワーク活動の現状理解を深めることで、サポーター活動から日常的な地域の担い手となる体制づくりを目指します。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
あんしんサポーター数	64名	66名	66名	68名	68名	70名
フォローアップ研修の開催	1回	1回	1回	1回	1回	1回
フォローアップ研修の参加者数	50名	50名	50名	50名	50名	50名
専門研修の開催	0回	1回	0回	0回	1回	0回

地域福祉計画
との関係

「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「担い手の養成」に関する項目と連携を図ります。

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

3 ボランティアセンターの推進・強化

事業目的

ボランティア活動への理解促進と担い手の支援を目的として、市街地に位置する「あいの里交流センター」を核としたボランティアセンターの運営に努めています。

現 状

ボランティアに携わる多様な人々で構成するボランティアセンター会議の開催、ボランティア養成講座は、概ね計画どおり実施しています。

令和元年度にレクリエーション吹矢活動を組織化しましたが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、現在はその活動を休止しています。現在、感染拡大防止のあり方を検討しつつ、活動再開に向けた準備を行っています。

実践内容

個人ボランティアや地域のみなさんが活動しやすいメニュー、場所づくりに向けた取り組みが必要です。新型コロナウイルス感染防止に配慮した新たな活動メニュー開発に向けた検討を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ボランティアセンター会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回
ボランティア養成講座	0回	1回	1回	1回	1回	1回
ボランティア登録(団体)	16団体	16団体	16団体	16団体	16団体	16団体
ボランティア登録(個人)	20名	20名	20名	20名	20名	20名
新たな活動メニュー開発	未実施	検討/実施	継続	継続	継続	継続

地域福祉計画との関係

「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「担い手の養成」、「社会福祉協議会との連携強化」に関する項目と連携を図ります。

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

4 災害ボランティアセンターの設置・運営

事業目的

災害ボランティアセンターとは、大規模災害等が発生した際に、本別町と本会の連携により設置するボランティア活動の本部です。

被災地におけるボランティア活動の拠点として、被災により生じた困難・問題を軽減・解決するため、町内外から駆けつけるボランティアを被災者及び避難所等からのニーズをもとに、支援を必要としている地域に派遣し、地域の復旧・復興と被災者の自立生活支援を目指します。

現 状

令和3年3月に「本別町地域防災計画」の見直しにより、「本別町災害ボランティアセンター」の設置・運営に関する事項が計画に位置づけられました。

また、「本別町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」の締結、及び町住民課・総合ケアセンターとの協議により、コロナ禍においても一定の対応ができるよう、新型コロナウイルス感染拡大防止への配慮を盛り込んだ「本別町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定を行っています。

計画内容

令和3年度以降に、町防災訓練の実施に合わせた「災害ボランティアセンター設置運営訓練」の実施、必要に応じて「本別町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の見直しを行います。

地域福祉計画との関係

「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「地域における防災時の体制づくり」に関する項目と連携を図ります。

基本目標 1 互いに支え合う地域社会づくり

5 あいの里交流センターの運営

事業目的

平成23年に「地域とつながれる場所、地域ニーズをキャッチできる場所」を目標として、清流の里との合築で開設しています。

地域福祉活動の拠点化を目指していることから、地域交流スペース（45㎡・50名程度着席可）、団体事務室（21㎡・14名程度着席可）、印刷室を整備しています。また、地域の皆様が気軽に集える場所づくりの一環として、ロビー・厨房も整備し、急な来客・打ち合わせ等に活用しています。

その他、ボランティアセンター機能も内在していることから、ボランティア活動・健康づくり・交流促進に資する事業を実施しています。

現 状

第5期計画期間中に組織化した「くろ豆の会」の協力を得ながら「ふまねっと等の健康づくり」や「絵手紙」をそれぞれ月に1回開催しています。

その他、市街地婦人会のダンス例会が月に3～4回、市街地婦人会の舞踊が月に1回、人形劇サークルの活動が月に2～3回など、定期的に施設を活用いただける機会が増加しています。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、パーティションを設置するなど、必要な備品整備を行い、入館時に検温、手指消毒、チェックリストへの記入など、感染拡大防止対策に取り組んでいます。

実践内容

地域交流拠点として既存業務を継続して実施します。

また、地域交流拠点としての機能や役割を果たすため、新型コロナウイルス感染防止に配慮した「新たな活動メニュー」の検討・実施に向けた環境整備を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録団体数	15団体	15団体	15団体	15団体	15団体	15団体
利用数	2,000人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人
新活動メニュー実施の環境整備	未実施	検討/実施	継続	継続	継続	継続

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「社会福祉協議会との連携強化」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

6 赤い羽根共同募金運動の推進

事業目的

地域福祉の推進を図ることを目的に、民間社会福祉事業に必要な資金の活用や大規模災害時の支援活動に使用するための募金活動である「赤い羽根共同募金」、年末年始に明るいお正月を迎えるための募金活動である「歳末たすけあい募金」を実施しています。

現 状

赤い羽根共同募金運動は、「じぶんの町を良くするしくみ」として、毎年10月から、自治会や地域の皆さまの協力を得ながら、戸別・自治会一括・篤志など、多様な形で募金協力をいただき、いただいた募金は地域の困りごと解決や、住み良いまちづくり等に取り組む団体・事業に助成を行っています。

歳末たすけあい運動は、「明るい正月を過ごしていただく」ため、毎年12月に、自治会や地域の皆さまの協力を得ながら、戸別・自治会一括・篤志など、多様な形で募金協力をいただき、生活困窮世帯や、福祉団体に助成を行っています。

また、人口減少、コロナ禍によりイベント募金を実施できないことや、戸別訪問募金活動が行いにくい状況もあり、募金額が減少傾向にあります。

実践内容

赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動を継続的に実施することで、地域の課題解決やまちづくりに取り組む団体、低所得世帯などへの助成を行います。

募金額減少対策については、コロナ禍による感染症拡大防止の観点に配慮した「封筒募金」など、新たなメニューや募金活動を検討・実施し、募金額の確保を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
赤い羽根共同募金(募金額:千円)	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
歳末たすけあい運動(募金額:千円)	972	972	972	972	972	972
新たな募金活動(封筒募金など)	検討	検討/実施				

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「地域福祉推進体制の確立」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

7 高齢者の生きがいづくりの推進

事業目的

高齢者相互の交流、親睦、健康づくり、芸能発表の場として、高齢者運動会や高齢者文化祭を開催しています。

事業実施では、中高生ボランティアや地域ボランティアが運営に携わっており、世代間交流の側面も持ち合わせています。

現 状

毎年10月に高齢者運動会を開催しています。老人クラブ連合会に加盟する老人クラブ会員を対象に参加を呼びかけ、高齢者が楽しく運動できる種目を中心に、中高生ボランティアの参画を得ながら実施しています。

毎年3月に高齢者文化祭・高齢者作品展を開催しています。老人クラブ連合会に加盟する老人クラブ会員を中心に、日ごろの文化活動の発表・交流の場となっています。

今年度はコロナ禍による影響で、高齢者運動会・高齢者文化祭の実施を見送りましたが、高齢者作品展は開催しています。

実践内容

老人クラブ連合会加盟団体数が減少しているなかで、顕著な参加者数の減少もないことから、一定のニーズに即した事業であると認識しています。

今後も継続的に事業を実施し、一定の参加者数が得られる取り組みに努めます。

また、コロナ禍における感染症拡大防止の観点を盛り込んだ事業実施についての検討を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者運動会	中 止	検 討	開催予定	開催予定	開催予定	開催予定
高齢者文化祭	中 止	検 討	開催予定	開催予定	開催予定	開催予定

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「高齢者・障がい者福祉の充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

8 社会福祉大会の開催

事業目的

地域に対する啓蒙・啓発を通して福祉についての理解を深めたり、福祉に関する新たな情報を提供したりするために各種記念事業や表彰を実施しています。

現 状

社会福祉協議会「創立〇十周年」に合わせるため、10年間で3回の開催となっています。
大会の内容につきましては、「表彰」と「記念講演」の2部構成となっています。
表彰の内容としては、「社会福祉に関する団体・施設の役員」「民生委員児童委員及び保護司」「社会福祉のための労働的、経済的または他の方法により協力した者」「社会奉仕活動が顕著であるもの」等、福祉分野で功労が顕著な人に対して表彰を行っています。
幅広い層の町民に足を運んでもらえるよう、記念講演の内容や周知方法に配慮していますが、来場者の層が固定されている現状にあります。

実践内容

令和3年度に第16回大会として70周年記念大会を開催します。
社会福祉大会では「表彰」のほか、「記念講演」など、従来の方法により開催します。
コロナ禍において情報伝達のあり方が大きく変化しており、リモート開催や動画配信等による開催についての検討など、より多くの人に参加しやすい開催方法を検討します。
また、従来、10年間で3回の開催、表彰と記念講演の2部構成となっておりますが、第17回大会からは、開催頻度、内容等について社会福祉大会のあり方を抜本的に見直す方向で検討を行います。
「福祉に関する興味・関心の入口」に重点を置きながら、地域に対する「福祉」啓蒙・啓発を行うための重要な事業として、令和4年度から本会総務部会において、「社会福祉大会」の見直しを行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第16回社会福祉大会	準備	開催				
第17回社会福祉大会		検討	検討			

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「意識高揚・福祉教育の推進」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

9 障がい者の社会参加事業の推進

事業目的

あいの里交流センター及び清流ハウス8での清掃業務において障がい者雇用を図ることで、就労機会の創出、障がいのある人の社会参加を目指しています。

また、障がいの有無に関わらず、街中で気軽に集える場となっている「銀河サロン」への支援を行っています。障がいに係る団体の支援を通じ、集いの場や活躍できる場の確保を行うことで、障がいのある人の社会参加を推進しています。

現 状

あいの里交流センター及び清流ハウス8での清掃業務における障がいのある人の雇用については、継続実施しており、雇用を通じた社会参加の推進につながっています。

銀河サロン活動については、活動当初と比べ、障がいのある方の就労の場や日中に過ごす場が増加したこともあり、障がいのある方の参加は減少していますが、社会参加ができる場として活動を継続しています。

令和2年度については、新型コロナウイルスの影響による開催中止や一部活動の休止となっています。

実践内容

あいの里交流センター及び清流ハウス8での清掃業務については、障がいのある人の社会参加の場として継続した雇用を行うとともに、就労者同士が連携を図りやすい体制整備に向けた話し合いを継続します。

また、高齢者向け賃貸住宅の「陽だまりの家」と「ふれあいのいえ」での清掃業務については、新たな担い手の確保に向けた情報交換を進め、新規就労者の確保に努めます。

銀河サロン活動については、新型コロナウイルス対策に取り組みながら、街中で気軽に集える場として、継続した支援を実施し、障がいに係る団体との連携により社会参加の促進を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
清掃業務での障がい者雇用	2名	2名	2名	2名	2名	2名
就労者同士の連携体制の話し合い	1回	1回	1回	1回	1回	1回
銀河サロンの開催	7回	23回	35回	35回	35回	35回

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「高齢者・障がい者福祉の充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

10 福祉団体への支援

事業目的

地域福祉事業の推進につながる活動に取り組んでいる福祉団体に対して、各団体が自立した事業運営を行っていますが、運営に関しての必要な支援を行っています。

また、各団体に対する活動費の助成を行うことで、福祉団体の活動継続を図り、地域福祉事業の推進を図っています。

現 状

地域交流拠点である あいの里交流センターを活用した団体への支援を中心に、地域で活動を担っている団体に対しての支援を行っています。

【支援団体】

遺族親睦会、身体障害者福祉協会本別町分会、老人クラブ連合会、共同募金委員会、銀河サロン、ゆうゆうサークル、チャレンジド・ネットワーク

実践内容

各種福祉団体が、目的に応じた活動を継続できるよう、会務や事業運営に必要な支援を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援団体数	7団体	7団体	7団体	7団体	7団体	7団体

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」“住民参加型サービスの推進”に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標1 互いに支え合う地域社会づくり

1.1 関係機関との連携協働

事業目的

自治会の上部組織である「自治会連合会」や地域住民にとって身近な相談窓口である「民生委員児童委員協会」との情報共有、連携・協働による「地域福祉活動の推進」を図っています。

現 状

地域福祉の推進を図るうえで、協働が必要である民生委員児童委員とは、民生委員児童委員協議会を通じた社会福祉協議会の取り組み説明や事業協力による連携を図っています。

自治会連合会との協議の場が無い状況にありますが、在宅福祉ネットワーク連絡協議会の場において、自治会活動に関する情報交換を行っています。

他の関係機関との連携としては、生活困窮者支援対策庁内推進会議、障がい者自立支援協議会への参画による連携を図っています。

実践内容

民生委員児童委員との連携は、民生委員児童委員協議会を通じて、社会福祉協議会の事業内容等の周知を行うことで、身近な相談窓口として相談から支援に至る体制づくりを行います。

自治会連合会との連携は、在宅福祉ネットワーク連絡協議会の中で、地域の情報収集や地域福祉活動の推進に向けた協議を行います。

また、地域共生社会の実現や新たな地域課題の解決を図るうえで、生活困窮者支援対策庁内推進会議、障がい者自立支援協議会など、関係機関との連携を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民生委員児童委員協議会への参加	2回	4回	4回	4回	4回	4回
障がい者自立支援協議会への参加	3回	2回	2回	2回	2回	2回
生活困窮者支援対策庁内推進会議への参加	3回	3回	3回	3回	3回	3回

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「社会福祉協議会との連携強化」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

事業目的

「地域共生社会の実現」に向け、本別町生活支援体制整備事業実施要綱に基づき、町内の高齢者が要介護状態等になることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の予防及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として、高齢者の日常生活を支える地域資源の把握と開発、活動の創出支援、担い手の養成を行う生活支援コーディネーター業務を行っています。

また、「重層的支援体制整備事業」は、地域における課題が複雑化・複合化するなか、従来の属性別の支援体制では、複合課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難であることから、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

現 状

在宅福祉ネットワークやあんしんサポーター研修を通じて、地域の支え合い活動の必要性について理解してもらったとともに、在宅福祉ネットワーク活動やあんしんサポーターの活動として地域の支え合い活動に取り組んでいます。

行政と連携による協議体での具体的な地域の支え合いの推進に向けた協議や、地域ごとのニーズ把握や支え合い活動の拡充に向けた検討には至っていない状況にあります。

社会福祉法の改正に伴い、令和3年4月から事業化される重層的支援体制整備事業について、研修を通じた事業内容等を学び、事業実施に向けた検討を進めています。

実践内容

在宅福祉ネットワークやあんしんサポーターの研修等を通じた地域の支え合い活動の必要性については引き続き実施するとともに、次世代の活動につながるための周知を検討する必要があるため、周知方法等の検討を行います。

現状での地域の支え合い活動である在宅福祉ネットワーク活動やあんしんサポーターの活動についても、継続実施します。

町との連携による協議体を実施しながら、在宅福祉ネットワーク連絡協議会の事業やあんしんサポーター研修を通じた地域活動等の実態把握や地域ニーズの把握を行い、これからの地域の支え合い活動について検討します。

経済的な困窮状態や人間関係がうまく築けず就業できない人、「8050（はちまるごうまる）問題」（「80代」の親が「50代」の引きこもり状況にある子どもと一緒に暮らし、経済面を含めた支援をしている状態を指し、子どもの長期引きこもり状態や経済的困窮状態など様々な問題につながっていくこと）、介護と育児のダブルケアなど、複合的な課題を抱える人についての相談窓口として、多機関・多分野協働による重層的な支援体制の構築について、町と連携をしながら検討・実施します。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活支援コーディネーターの 配置	1人	1人	1人	1人	1人	1人
重層的支援体制整備検討委員会		検討	設置			

地域福祉計画
との関係

「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「高齢者・障がい者福祉の充実」「生活困窮者の自立支援」に関する項目と連携を図ります。

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

2 あんしんサポートセンターの運営

事業目的

地域の困りごと窓口として相談対応するとともに、社協で実施する権利擁護事業や生活支援事業といった地域福祉事業をあんしんサポートセンターへ一体的に位置付けることで、情報共有を図り利用される方の状況変化に柔軟な対応を行い、地域住民がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的に、あんしんサポートセンターの運営を行っています。

現 状

初期相談における相談様式による情報共有やケース会議の実施により、社協事務局内での相談から事業実施状況の情報共有を継続して図るとともに、町の福祉部局との情報共有等を図る行政合同会議の実施による連携した事業展開を図ることで、目的に沿ったセンター運営を行っています。

また、第5期計画期間中には、住まい確保に係る課題解決を図る取り組みとして、あんしんすまい保証サービスや死後事務・生前事務委任契約事業といった新たな事業を整備することで、センターの機能強化につながっています。

実践内容

現在の社協事務局内部による情報共有や町の福祉部局との情報共有の取り組みを継続実施するとともに、社協の他部門との情報共有や町内の介護事業者や障がい事業者との連携強化を行うことで、センターの目的に沿った運営を継続実施します。

相談対応や地域状況を把握していく中で、新たな課題の解決に向けたセンターの機能強化についての検討を行います。

成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設置を町と協働により実施します。なお、中核機関の設置に伴い、センター運営委員会の機能については、集約する方向で検討を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	90件	90件	95件	95件	100件	100件
ケース会議の実施	12回	12回	12回	12回	12回	12回
行政合同会議の実施	4回	4回	4回	4回	4回	4回

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「総合相談体制の充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

3 あんしんお預かりサービス事業の推進

事業目的

入院や短期入所中により一時的な金銭管理が行えない人、在宅生活において適切な金銭管理が困難な人に対して、安心した地域生活を送るために、通帳預かりや金融機関での出入金、支払い代行を行っています。

現 状

本人の収入に見合った生活の継続が困難な人、滞納整理や施設入所などで金銭管理が必要な人など、毎年8人程度の新規利用があり、金銭管理による権利擁護事業として最も利用者の多い事業となっています。

また、全ての支援を社協職員が対応しているため、これ以上の新規利用者への対応が困難になることが想定されます。

実践内容

本人の金銭管理能力や滞納整理による支援の増加が予想されるため、支援状況が安定しているケースの支援をあんしんサポーターに担ってもらう方向で利用者の調整を行います。

金銭管理のみの支援で課題が解決できないケースについては、日常生活自立支援事業や成年後見制度など、他の権利擁護事業への移行を図ります。

また、利用料金については、生活困窮者を想定した設定で一律となっていることから、資産状況等に応じた料金設定などの見直しを検討します。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数(実人数)	34人	35人	37人	40人	42人	45人
支援回数	400回	410回	420回	430回	440回	450回

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「高齢者・障がい者福祉の充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

4 日常生活自立支援事業の推進

事業目的

認知症や知的・精神障がいなど、日常生活における判断能力が不十分な状態にある人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行うことで、日常生活を継続するための支援を行っています。

現 状

専門員業務の一部受託を行っていますが、新規利用が進んでいない状況にあり、既存利用者の死亡など支援対象者は減少している状況にあります。

実践内容

専門員業務の一部受託については、継続していくとともに、あんしんお預かりサービス利用者のうち、本事業への移行が可能なケースの事業移行を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	3人	3人	4人	4人	5人	5人
支援回数	36回	42回	48回	48回	52回	52回

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「権利擁護事業の推進」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

5 法人後見事業の実施と市民後見の推進

事業目的

認知症や知的・精神障がいなど、判断能力が不十分な人に対して、社会福祉協議会が法人として後見業務を担い、身上監護業務と財産管理業務を行うことで、本人の権利を守り、安心した生活を送るための支援を行っています。

また、単身世帯の増加や長寿命化など、成年後見制度の需要が高まっていくことから、地域住民が後見人等として役割を担う「市民後見人」の養成など、権利擁護事業の推進を図っています。

現 状

法定後見の受任件数については、町内福祉事業所や親族等から相談が増えている状況で、平成30年以降は毎年新規申し立てがあり、受任件数が増加しています。

また、金銭管理のみの支援から契約行為等の支援を含めた支援が必要な利用者が、あんしんお預かりサービス事業から法定後見事業に移行しているケースが見られるなど、法人後見事業利用者の増加が見込まれます。

市民後見人養成研修の修了者が、法人後見における支援員としての活動実績はありませんが、日常生活自立支援事業や他の生活支援事業における支援員として活動を行っています。

実践内容

今後も、単身世帯や判断能力が不十分な人が増加し、成年後見制度の必要性が高まることが見込まれます。法定後見・任意後見とも、相談から申し立て支援、受任までの体制づくりを強化し、設置が計画されている「中核機関」の受け皿を担います。

特に、判断能力が十分なうちに将来に備える「任意後見制度」の周知や活用を促します。

市民後見の推進では、新規養成研修の実施、研修後に支援員としての活動を担うための利用者調整など、体制強化を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人後見の受任件数(法定)	7件	7件	8件	8件	9件	9件
法人後見の受任件数(任意)	1件	1件	1件	1件	2件	2件
市民後見人の修了者数	19人	30人	30人	30人	40人	40人
後見支援員の活動者数	0人	1人	1人	2人	2人	2人

地域福祉計画
との関係

「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」“権利擁護事業の推進”に関する項目と連携を図ります。

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

6 安心生活創造事業の推進

事業目的

高齢や障がいの有無によらず、地域から孤立する可能性のある人に対して、買物代行支援や話し相手などの日常生活における困りごとの支援をあんしんサポーター（あんしん訪問員）が行っています。

あんしんサポーターとして登録を行っているボランティアが、地域において自立した生活を送るための支援を行っています。

現 状

あんしんサポートセンターへの相談や地域包括支援センター等からの相談により、サービス利用が行われており、掃除やゴミ捨てなどの利用希望が増えている状況にあります。介護サービス利用によるサービスの終了もあるため、実利用者数はほぼ横ばいとなっています。

利用回数については、同一利用者による回数増など利用回数が伸びている状況です。

介護サービスを利用者の中にも、対応可能なニーズも見受けられるため、サービス提供のあり方についての検討を行う必要があります。

実践内容

日常生活における困り事を解決するための日常生活支援事業としての効果が高く、あんしんサポートセンターと地域包括支援センター等の関係機関との連携による対応の強化など、サービス提供の充実を図るとともに、サービス提供のあり方・内容についての見直しを行います。

また、利用料金の見直しについても検討を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	16人	16人	17人	18人	18人	18人
訪問延回数	337回	360回	370回	380回	380回	380回
活動訪問員実人数	18人	18人	18人	18人	18人	18人

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」“住民参加型サービスの推進”に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

7 やすらぎ支援事業の推進

事業目的

認知症高齢者に対し、あんしんサポーター（やすらぎ支援員）として登録を行っているボランティアが、訪問による利用者の見守り・話し相手や趣味活動を行うことで、本人支援と家族介護者の介護負担の軽減を図っています。

現 状

認知症高齢者とその家族に対し、介護保険では対応できないサービスとして、利用者や介護を行っている家族にとって必要性の高い事業となっています。

また、安心生活創造事業から介護サービス利用となった場合においても、やすらぎ支援事業へのサービス移行を行い、同じ支援員が担当することで、本人との関係性を重視した継続的な支援を行っています。

今後も、支援が必要な利用者や家族介護負担軽減のため、地域包括支援センター等との連携により、サービスの充実を図る必要があります。

実践内容

利用対象となる認知症高齢者に対する見守りや話し相手などの支援を行うことで、利用者本人への支援と家族介護者に対する介護負担軽減の効果が高い事業であり、地域包括支援センター等の関係機関との連携により、やすらぎ支援事業の利用充実を図ります。

また、利用料金の見直しについても検討を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	8人	8人	8人	8人	9人	9人
訪問延回数	198回	200回	200回	200回	220回	220回
活動訪問員実数	15人	15人	15人	15人	15人	15人

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」“住民参加型サービスの推進”に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

8 貸付事業の実施

事業目的

生活困窮世帯など金銭的な理由により安定した生活を営むことができない低所得者世帯等に対する独自の貸付事業として、必要な資金の貸付と生活指導を行う事で、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的としています。

また、他の貸付制度が利用できない低所得者世帯等で貸付を必要とする場合の貸付事業として、国が定めている生活福祉資金貸付事業を活用する事により経済的自立と生活意欲の助長促進を図っています。

現 状

生活応急資金は、生活困窮など緊急かつ短期的貸付として行っており、ケースによっては貸付以外に安心サポートセンターの他事業や関係機関との連携を取りながら生活支援を行っています。

生活福祉資金は、生活応急資金で対応できないケースへの対応として貸付を行っており、本年度の通常貸付件数は、緊急小口資金で2件となっています。

また、新型コロナウイルスの影響や集中豪雨災害による生活支援としての特例貸付対応も行っており、新型コロナウイルスの影響による特例貸付件数は、緊急小口資金で5件、総合支援資金で3件となっています。

生活福祉資金における長期滞納世帯等への対応は、世帯調査や訪問調査により、長期滞納で時効債権については、北海道社会福祉協議会長の職権による債務整理を行っています。

実践内容

生活応急資金は、生活困窮世帯や低所得世帯に対する緊急かつ短期的な貸付資金として、生活福祉資金は、低所得世帯に対する生活応急資金では対応できない貸付資金として貸付を行う事で、安定した生活を営むための支援を継続します。

また、あんしんサポートセンターが実施している金銭管理支援と合わせた貸付や、関係機関との連携を図りながら本人の生活支援を行います。

生活福祉資金貸付金の償還を滞っている世帯の大半が町外在住者となっており、償還指導を道社協と連携して取り組むとともに、電話や文書など定期的な連絡により償還を促します。

償還の見込みがない生活応急資金の貸付者の不能欠損処理について、貸付審査委員会による検討・不能欠損処理を行います。

なお、生活福祉資金貸付件数については、令和2年度の見込が新型コロナウイルスの影響による特例貸付件数が含まれており、令和3年度からの見込みについては、特例貸付件数を見込んでいません。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活応急貸付件数	3件	3件	3件	3件	3件	3件
生活福祉資金貸付件数	10件	1件	1件	1件	1件	1件

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「高齢者・障がい者福祉の充実」、「子育て環境の充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

9 配食サービス事業の推進

事業目的

虚弱・疾病等の理由で買い物又は調理が困難な状態にあり、親族等の援助が受けられない人、高齢者のみの世帯に属する介護予防事業対象者、高齢者のみの世帯に属する要支援者・要介護者、障がいサービス利用者など、食事支援が必要な人に対して配食サービスを提供しています。

毎週 月曜日・木曜日の夕食を自宅へ配達し、弁当配達にあわせた安否確認も行っています。

現 状

町内業者による弁当調理・配達と、ボランティアセンターに登録いただいている6人の個人ボランティアによる配達、民生委員児童委員・婦人ボランティアクラブ・市街地婦人会の協力によって、最大週2回の夕食提供を行っています。

また、週3回以上の配食サービス利用希望があった場合は、町内業者が独自に実施している弁当配達の相談・利用につなげるなど、利用者ニーズに応じた相談・対応を行っています。

実践内容

一最大週2回（月・木）のサービス提供を継続して実施します。

継続的な弁当の供給・配達体制づくりを行うとともに、食数の増加への対応（副食の冷凍食品配達）についての検討を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	25人	25人	25人	25人	25人	25人
配食数	1,250食	1,250食	1,250食	1,250食	1,250食	1,250食

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「自立支援サービスの充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

10 あんしんすまい保証サービス事業の推進

事業目的

定期的な安否確認と死亡時の葬儀及び家財整理を実施することで、身寄りがいないなどの理由により住み替えが困難な人への保証人機能を補完するため、「見まもっ TEL プラス」、「費用補償サービス」の2つの事業を実施し、安心した住まい確保の支援を行っています。

現 状

社協だよりやホームページでの周知、在宅福祉ネットワーク連絡協議会や民生委員児童委員協議会での周知を行っていますが、事業に係る相談や新規利用者が少ない状況にあります。

実践内容

身寄りがいない、親族の支援が得られないなど、保証人の確保が困難な状況にある人が増加することが予想されるため、事業の利用が望ましい人への周知を継続して実施します。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
見まもっ TEL プラス	0人	1人	2人	2人	3人	3人
費用補償サービス	1人	1人	2人	2人	3人	3人

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「多様な住まいの提供」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標2 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

1.1 死後事務委任契約事業・生前事務委任契約事業の推進

事業目的

身寄りがいない、親族との関係が疎遠などの理由により、本人が亡くなった後で支援が必要となる葬儀や家財整理、公共料金等の解約及び支払い業務を実施することで、死後に関する不安を解消して安心した生活を送るための支援を行っています。

また、生存中の身元保証などの支援が必要な人に対して、生存中の支援を行う取り組みをあわせて行っています。

現 状

「死後事務委任契約事業」、「生前事務委任契約事業」は、様々な課題解決を図る取り組みとして、第5期計画期間中に新たな事業として事業化を図ることができました。

特に、住まいの確保を支援するための有効な事業として、利用者が増加しています。

死後事務委任契約事業は、利用を希望する本人やケアマネジャーなどの関係者からの相談が増えている状況にあり、生前事務委任契約事業についても、利用される方のニーズに応じた様々な支援を行うことができる事業となっています。

実践内容

今後も住み替え等における支援希望者の増加が見込まれるため、葬儀社や宗教関係者等との連携を図りながら、継続した事業実施を図ります。

利用する方の状況に応じて、弁護士や司法書士などの専門家との連携が不可欠であることから、事業実施における相談体制のあり方の検討を行い、支援体制の充実を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数(死後事務)	5人	6人	6人	7人	7人	7人
利用者数(生前事務)	2人	2人	2人	2人	3人	3人

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「権利擁護事業の推進」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標3 地域生活を支える福祉サービスづくり

1 訪問サービスの運営

事業目的

要介護又は要支援状態にある利用者、または障がい者又は障がい児が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス、介護予防サービス又は障がい福祉サービスを提供することを目的とします。

現 状

令和元年度より「福祉有償運送事業」の専属運転手を配置し、町立病院から半径3km以内に居住する利用者を定時運行での対応とし、「通院等乗降介助」のサービスを休止するなど、訪問介護員を必要最低限の配置とし運営の効率化を図っています。

また、営業日を原則、月曜日～土曜日として、訪問介護員を5.5人体制とし、運営の合理化を図っていますが、「通院等乗降介助」を必要とする人の利便性の確保、週末の在宅サービスの確保など、サービス提供体制について再検討を行う必要があります。

実践内容

訪問介護員 5.5 人体制で運営を行うことで赤字の削減を図るとともに、利用者の増加や「通院等乗降介助」、「土曜日・日曜日」のサービス提供体制の確保に努めます。

ICT 機器の活用や書類作成の簡略化により、事務負担の軽減と効率化を図り、部門間連携会議等を活用したサービスの利用調整や提供体制の見直しを行います。

生活援助のみの利用者等については、地域福祉サービスとの連携によりサービスの移行を行うなど、運営の合理化を図ります。

また、代替職員の確保策として、法人全体での勤務シフトの共有や兼務発令による体制整備を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
月平均利用実人数(人)	36.5	36.5	37.5	38.5	38.5	38.5
年間売上高(千円)	16,704	16,709	17,167	17,624	17,624	17,624
月平均利用実人数(障がい)(人)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
年間売上高(障がい)(千円)	1,405	1,558	1,558	1,558	1,558	1,558
職員数(常勤換算)	4.5	5.5	5.5	6.0	6.0	6.0

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「高齢者・障がい者福祉の充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標3 地域生活を支える福祉サービスづくり

2 通所サービスの運営

事業目的

要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。

現 状

本サービスは地域密着型通所介護として、1日の通所定員を18人とし運営しています。

令和元年度より土曜日のサービスを休止し、営業日を月曜日から金曜日までの週5日間とすることで、職員配置の効率化を図っています。

新規利用者の受け入れを積極的に行うとともに、曜日ごとの利用者の平準化を図り、各曜日の利用者人数が平均化し、令和3年2月には、各曜日で稼働率80%を超えるようになり、月間の稼働率は85%と大きく改善しています。

部門間連携会議を活用し、他事業所、地域包括支援センター、町内介護老人保健施設との情報共有により、利用者の適切なサービスへの円滑な移行を促進し、重度化した利用者については、小規模多機能事業所などの適切なサービスへ移行を図っています。

サービス移行により、軽度の利用者が増加し、収益の悪化が課題となっていますが、利用者の増加や週末の利用の要望が増加していることから、町内唯一の通所介護事業所の使命として、土曜日の再開について検討を行う必要があります。

実践内容

部門間連携会議を活用し、ケアマネジャーと連携し、適切なサービス調整、提供に努めていくほか、サービス提供時間帯の調整や長期入院等による利用登録の見直し、小規模多機能サービスへの移行などを随時行うことで、柔軟な利用者の受け入れを行います。

利用者増に対応する土曜日の営業については、利用者のニーズを勘案しながら、職員の配置体制を含め検討を行い、再開を目指します。

新型コロナウイルス感染症対策の充実、利用者が元気に通所する環境を整え、年間稼働率75%以上を目指します。

また、現状のデイサービスセンターの構造に起因する職員の動きの非効率性の改善、Wi-Fi環境の整備、インカムやタブレットの導入による業務の効率化を図ります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で外出する機会が減り、活動のマンネリ化を防ぐため、ICTを活用した個別レクや室内だけではなく屋外での活動再開を目指します。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
広報活動（おたより）	12	12	12	12	12	12
運営推進会議（書面開催含む）	2	2	2	2	2	2
平均利用者数（1日あたり）	13.9	14.0	14.5	15.0	15.0	15.0
平均介護度	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24
年間売上高（千円）	29,417	29,625	30,687	31,745	31,745	31,745
職員数（常勤換算）（管理者・看護師・ 運転手・配膳員含む）	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1

地域福祉計画
との関係

「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「高齢者・障がい者福祉の充実」に関する項目と連携を図ります。

基本目標3 地域生活を支える福祉サービスづくり

3 通所型介護予防事業の推進

事業目的

通所型介護予防事業介護は、包括支援センターにおけるケアマネジメントを経て、要支援状態になることを防ぐために、通所による「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」の3つのメニューを中心とした事業を実施しています。

また、「閉じこもり予防」、「認知症予防」、「うつ予防」が必要な人に対しても事業を実施しています。

現 状

地域包括支援センターの介護予防マネジメント（計画、評価）に基づき、専従職員2人を配置し「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり予防」、「認知症予防」、「うつ予防」のプログラムを圏域4ヶ所（本別南地区（火）、勇足地区（水）、仙美里地区（木）、本別北地区（金））で毎週実施しています。

実践内容

町内関係機関と連携しながら、町内老人保健施設の理学療法士による年2回の指導、効果測定を行うなど、効果的な事業の充実を図ります。

利用者の介護状態への移行による介護サービスへの移行については、家族、利用者、地域包括支援センターと調整を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
月平均利用延人数	90	95	100	110	120	130
(延べ参加人数)	1,080	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
職員数	2	2	2	2	2	2

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「高齢者・障がい者福祉の充実」、「基本目標3. いきいきと暮らせる地域をつくろう」「健康づくりの推進」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標3 地域生活を支える福祉サービスづくり

4 小規模多機能サービスの運営

事業目的

通い・訪問・泊まりの3つの介護サービスを柔軟に組み合わせて、住み慣れた自宅や地域の中で、家族や親しい人たちとともに、最後まで自分らしい人生を送りたいという、誰もが望んでいる暮らしを支えていくことを目的とし、町内に3ヶ所（本別市街地区（清流の里）・仙美里地区（陽だまりの里）・勇足地区（ゆうあいの里））の事業所を設置しています。

日常生活圏域を中心としたサービス提供を行い、地域密着型のサービス事業所として、地域住民の協力を得ながら、地域に開かれ、地域と一体となった事業運営に取り組んでいます。

現 状

令和2年度中は新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民を交えた行事や交流が一様に中止となり、地域との繋がりを維持、発展させていくために、新しい生活様式を踏まえどのように交流を図っていくかが課題となっています。

また、事業所への来所や高齢者住宅の面会を制限していることから、これまでの家族の関係性が希薄になってきていることに対応するため、ICTに係る機器・設備を導入しました。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策についてのフローチャートを作成し、実践していますが、実際の活用時には混乱も予想されるため、よりスムーズに活用しやすい、法人として統一した様式等を各事業所で共有していく必要があります。

自治会加入や「こども110番の家」に登録し、広く地域に開かれた事業所運営を行っています。

【清流の里】本別市街地区

平均介護度 2.1 前後、平均登録者数 24.4 人であり、平均介護度については他の小規模多機能事業所より高い状態となっておりますが、安定的運営を継続するため、利用者の状態に即した適切なサービス調整をさらに進める必要があります。

【陽だまりの里】仙美里地区

平均介護度は 2.0 前後、平均登録者数 22.5 人であり、登録者数が他の事業所より低く経過しており、登録者数の安定的増が課題となっています。

【ゆうあいの里】勇足地区

平均介護度が 1.8 前後、平均登録者数 24.2 人であり、平均介護度が他の事業所より低くなっており、他の事業所との密な情報共有により、さらに利用者の状況に即した、適切なサービス提供体制を整えていく必要があります。

【事業所共通】

全国平均介護度 2.2 と比較し、3 事業所とも全国平均を下回っている現状にあり、在宅生活が継続可能な中・重度者の受け入れが必要です。

管理者、介護支援専門員、看護師等が中心となり、現場の介護職員等と日々利用者の状態等について、密な情報共有を図り、総合的なマネジメントを行い、適切なサービス調整とサービス提供に努めていく必要があります。

第3章 計画の取り組み

実践内容
<p>新型コロナウイルス感染症に対する ICT の活用、地域行事の在り方について検討するとともに、事業所の活動や PR などをお便りや ICT 等を活用し、広報活動の強化を図ります。</p> <p>家族や地域に向けて事業所からの情報発信を積極的に行い、地域への認知度を高めるとともに、認知症や介護、事業所についての知識や情報の普及活動を行います。</p> <p>また、会議や情報共有のあり方、運営状況などを見直し、ICT 等を有効活用しながら、効率的で効果的な運営体制を整え、職員の負担軽減とスキルアップを図り、エルダー制度の充実、勤務体制の見直し、内部研修の拡充を行います。</p> <p>感染症予防対策に係るリスクマネジメントとして、法人として統一した様式の作成や、フローチャートの見直しなどを行います。</p> <p>また、利用者の気持ちに寄り添う支援として、介護が必要になる前に「どう生活していきたいか」を利用者と共有していく体制を整えます。</p> <p>部門間連携会議を活用し、他事業所、地域包括支援センター、町内介護老人保健施設との情報共有により、利用者の適切なサービスへの円滑な移行を促進します。</p> <p>令和3年度より、「市町村独自加算」、介護報酬改定による「特別地域加算」が創設されることから、本加算を取得し経営状況の改善に努めます。</p>

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
広報活動（おたより作成）	4	4	4	4	4	4
認知症に対する啓発（オレンジカフェ等）	0	6	6	6	6	6
運営推進会議（書面開催含む）	6	6	6	6	6	6
平均登録者数（陽だまりの里）	22.5	22.5	22.5	22.5	22.5	22.5
平均登録者数（ゆうあいの里）	24.2	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
平均登録者数（清流の里）	24.4	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5
平均介護度（陽だまりの里）	1.97	2.23	2.23	2.23	2.23	2.23
平均介護度（ゆうあいの里）	1.80	1.92	1.92	1.92	1.92	1.92
平均介護度（清流の里）	2.13	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22
年間収入（千円）（陽だまりの里）	57,114	70,906	70,906	70,906	70,906	70,906
年間収入（千円）（ゆうあいの里）	54,563	66,213	66,213	66,213	66,213	66,213
年間収入（千円）（清流の里）	65,739	83,139	83,139	83,139	83,139	83,139
職員数（陽だまりの里）（常勤換算） （管理者・介護支援専門員・看護師・ 調理員含む）	13.5	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7
職員数（ゆうあいの里）（常勤換算） （管理者・介護支援専門員・看護師・ 調理員含む）	16.1	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5
職員数（清流の里）（常勤換算）（管 理者・介護支援専門員・看護師・調 理員含む）	16.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4

地域福祉計画との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「高齢者・障がい者福祉の充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	--

基本目標3 地域生活を支える福祉サービスづくり

5 高齢者住宅の整備推進と運営

事業目的

小規模多機能型居宅介護事業所で行う「通い・訪問・泊まり」のサービスと、重度の介護が必要になったときに利用する老健や特養とのサービスの狭間を補完し、中重度の介護が必要な状態となっても、町外へ転居することなく、住み慣れた地域暮らし続けることができる体制を整備するため、小規模多機能型居宅介護事業所に併設する高齢者向け賃貸住宅を整備・運営します。

現 状

小規模多機能型居宅介護事業所に併設する、「清流ハウス8」に8人、「陽だまりの家」に7人、「ふれあいのいえ」に7人、令和2年度に住宅の遺贈を受けた「北8戸建」住宅に1人が入居し、計23人が入居しています。

その内の21人が小規模多機能型居宅介護を利用しており、事業所と住まいの場が併設されることで、中重度の介護が必要な方が、住み慣れたまちで暮らし続けることの支援体制が整備されています。

また、本別町養護老人ホームの閉所に伴い、入所者3人が入居いただいているほか、町内の老人保健施設等と連携し、一時的に退所することとなった利用者が円滑に在宅介護サービスを受けられるよう、すぐに入居できる居室を設けており、事業者の垣根を越えた、切れ目のない介護サービスの提供に役立っています。

家賃を収入に応じて、4,000円～50,000円に設定していますが、家賃額が異なることにより本会の収入が不安定なこと、入居希望者が多く希望通りの入居が困難になっていることが課題です。

実践内容

中重度の要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう運営を行うとともに、令和3年度より、現在入居いただいている養護老人ホームからの入居者については、本別町からの措置入所相当事務費補助を活用し運営を行います。

全ての高齢者住宅について、住宅セーフティネット制度に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない高齢者専用住宅として登録を行っています。

令和3年4月からの入居者については、近傍同種の賃貸住宅と同等の家賃（48,000円）を設定し、家賃低廉化補助制度（国 20,000円、町 20,000円）を活用することで、入居者の実質の家賃負担を8,000円とし、家賃負担軽減を図ります。

また、居住支援法人として、入居前・入居後・退去時の相談・支援など、住まいの確保に係る支援を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
清流ハウス8 家賃低廉化補助利用人数(人)	0	1	2	3	4	5
陽だまりの家 家賃低廉化補助利用人数(人)	0	1	2	3	4	5
ふれあいのいえ 家賃低廉化補助利用人数(人)	0	0	1	2	3	4
北8戸建 家賃低廉化補助利用人数(人)	0	1	1	1	1	1

地域福祉計画 との関係	「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「多様な住まいの提供」に関する項目と連携を図ります。
----------------	--

基本目標3 地域生活を支える福祉サービスづくり

6 地域密着型特別養護老人ホームの整備推進と運営

事業目的・現状

町運営の特別養護老人ホームについては、町銀河福祉タウン計画において、第一期整備を「清流の里」「清流ハウス8」に「地域密着型特別養護老人ホーム」を併設、高齢者福祉ゾーンを形成し、在宅から施設入所まで連続性のあるサービス体系を整備する計画が策定され、本会としても「地域密着型特別養護老人ホーム事業計画」を策定し、準備作業に入りましたが、厳しい介護・看護職員不足により、着工は大幅に遅れることになりました。

その後、集中的な人材確保等により令和元年度には人材確保に一定の成果が見られましたが、同年12月に、町から介護保険制度、社会環境・情勢の変化や町内における施設入所状況の変化、病院の経営の状況、町の財政事情の変化などを踏まえ、本会が担う第一期整備計画（20床）の凍結要請があり、今後、第8期銀河福祉タウン計画で、あらためて運営のあり方について再考することになりました。

実践内容

特別養護老人ホームの今後のあり方については、町の第8期銀河福祉タウン計画で検討が進められますが、本会としては、町との検討・協議の場に参画し、町全体の地域包括ケア体制の構築に向けて、小規模多機能型居宅介護等の介護基盤や高齢者賃貸住宅などの果たす役割について提言を行います。

また、内部組織「新しい社協づくり会議」で着手した本会の「社協事業計画」の検証作業を必要に応じて継続し、今後の町との協議に活かします。

地域福祉計画との関係

「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「高齢者・障がい者福祉の充実」に関する項目と連携を図ります。

〈参照〉 第8期銀河福祉タウン計画（令和3年4月～令和6年3月）

第4節 重点的に取り組むこと

①特別養護老人ホームのあり方に関する検討

- 介護保険制度など社会環境・情勢の変化や町内における施設入所状況等の変化、財政的事情の変化などを鑑みて、特別養護老人ホームのあり方について改めて検討を行います。
- 現在の特別養護老人ホームは令和10年に税法上の耐用年数を迎えることから、第8期計画期間中（令和3年度～令和5年度）は、あり方についての検討を進め、第9期計画期間中（令和6年度～令和8年度）に整備、第10期（令和9年度～令和11年度）に供用を開始する方向で協議を進めます。

②介護サービスと医療機関の連携に関する検討

- 町国保病院地域連携室を医療の窓口として、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護サービス事業者と連携し、高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できるようなシステムづくりを進めます。

基本目標3 地域生活を支える福祉サービスづくり

7 福祉有償運送事業の推進

事業目的

単独では公共交通機関を利用することが困難な高齢者・障がい者等の外出の利便性を図り、社会参加の促進・社会福祉の向上に寄与するため、ストレッチャー、車いす対応の特殊車両を活用しながら、通院等の送迎を行っています。

現 状

在宅で生活を行っている方々で、要介護者、要支援者、身体障がい者等のうち、単独での移動困難者の移動手段として、低廉な料金でサービスを提供しています。

令和元年度より、町立病院から半径3km以内を定時運行とし、運営を合理化していますが、訪問介護サービスにおける通院等乗降介助のニーズも一定程度あることから、ヘルパーの資格がある職員が柔軟に対応しています。

また、各事業所がサービスに即応できる体制を整えるため、原則として全職員が福祉有償運送運転者講習を受講し、資格を取得しています。

実践内容

一定のニーズがある定時運行外での運行や、通院等乗降介助の併用のニーズに柔軟に対応していくほか、本会の小規模多機能型居宅介護サービス利用者の通院や受診については、他利用者との均衡を図るため、原則として福祉有償運送事業による送迎とします。

また、毎年、新規職員に対する福祉有償運送運転者講習を実施し、運転者の確保を行っていくほか、各事業所に配置されている安全運転管理者が主となり、安全運転管理の徹底を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総利用回数	1,812回	2,466回	2,466回	2,466回	2,466回	2,466回
総走行距離	11,062km	14,396km	14,396km	14,396km	14,396km	14,396km
総利用料金	1,121,040円	1,360,040円	1,360,040円	1,360,040円	1,360,040円	1,360,040円
運転者数	44	50	50	50	50	50
運転者講習	1	1	1	1	1	1

地域福祉計画との関係

地域福祉計画では、「基本目標2. 安心して暮らせる地域をつくろう」「自立支援サービスの充実」に関する項目と連携を図ります。

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

1 法人組織運営体制の充実

事業目的

社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた「地域福祉の推進」を図ることを目的とする民間団体であり、地域内の社会福祉事業経営者、社会福祉活動を行う者が参加する団体です。

この目的に従い、本会は社会福祉法人の主たる目的である社会福祉事業に加え、様々な地域福祉に関する事業実施のほか、本町の在宅介護サービスの一翼を担っています。

本会の組織運営体制の安定維持及び充実、本町の福祉サービスを安定継続するという観点において極めて重要なものであり、地域福祉に係る人材の確保、介護サービスを提供する介護職員の確保、またそれを支える法人運営に係る人材の確保に加え、風通しの良い組織づくり、コンプライアンス体制の整備、それに伴う各種規則、規程の整備、本会を構成する会員の充実など、様々な課題に取り組んでいます。

現 状

【人材確保】

地域福祉活動推進部門では、あんしんサポートセンターでの支援件数が増加し、福祉活動専門員2名体制での運営が難しくなっていることから、地域福祉活動の助言や支援に係る専門職の確保が課題となっています。

また、介護職員の確保については、本別町の進める介護人材確保に係る支援により、一定の確保ができています。状況にあります。全国的な介護人材不足により、本町においても今後の新規入職については厳しい状況にあり、いかに町内の介護職場に興味を持ってもらい、「この町で働きたい」と思える職場環境づくりや処遇改善が課題となっています。

【教育・研修】

職員のキャリアアップやスキルアップに係る研修は、北海道の補助金を活用し、定期的に関催しています。

新入職員が短期間で増加し、社会人としての規範教育、介護技術向上のための研修など、介護職員としての自覚を促す研修や教育の充実が課題となっています。

【人材育成】

新入職員に経験を積んだ少し年上の先輩職員が仕事面での教育やアドバイス、サポートを行う「エルダー」と生活面やメンタル面での相談役となる「メンター」（エルダー・メンター制度）を導入し、業務指導や悩み事の相談等を行っていますが、エルダー・メンター自身の負担が大きいこと、エルダー・メンター同士の情報共有などが課題となっています。

【意識改革】

本会の「法人理念」、「5つの基本方針」、「ケア理念」、「職員心得」について、各種会議時に周知・浸透を図っていますが、職員の資質向上や良質なサービス提供を行うため、全職員が意思統一して働くことのできる職場環境づくりが課題となっています。

【処遇改善】

従来の60歳未満の契約職員については、平成31年に社会的要請に伴う正職員化が完了したこと、介護職員処遇改善加算を活用した一時金の支給など、介護職員の処遇改善を一定程度行っていますが、さらなる処遇改善による職員のモチベーションアップが課題となっています。

【法整備・コンプライアンス】

令和元年度の改正労働関連法、働き方改革関連法に伴う労働時間の状況の把握の実効性の確保については客観的な労働時間管理を行うためのソフトウェアの整備を全事業所において行っています。

また、同一労働・同一賃金に係る法の適用が、令和3年4月から施行されることに伴い、制度に対応した規程の整備を進めています。

【業務の効率化】

前述のソフトウェアの導入で法の要請による整備を行いました。データ入力や書類作成など、介護現場での書類作成等を含め、将来的な事務負担を減らすべく、さらなる効率化を図る必要があります。

実践内容

【人材確保】

地域福祉活動部門に係る新規職員採用は、専門職として長期間のキャリア形成を図る観点から、新卒の社会福祉士1名の確保を目指し、積極的な採用活動を行います。

介護職員の安定的な確保については、町の介護従事者就業支援等補助金のメリットを活かした採用活動を行います。

早期の離職防止と定着の観点から、ほんべつ福祉セミナーのあり方や補助金の支給方法の見直しについて、介護サービス事業者連絡会を通じて協議を行います。

また、外国人技能実習制度を活用した人材確保について、町内で先行実施している事業所と情報交換を行い、制度導入に向けた検討・試行実施を行います。

【教育・研修】

入職時に、町内の介護老人保健施設や特別養護老人ホームと連携し、半年間の派遣・出向、本会事業所内での研修を行い、基礎的な介護技術を身に付けてから事業所の配属先を決定するなど、新規採用職員の離職防止と資質向上を図るための教育・研修方法の見直しを行います。

【人材育成】

エルダー・メンターに係る負担軽減のため、多くの職員がサポートできる体制づくりを目指した研修機会の充実を図ります。

また、エルダー・メンター会議を定期的開催し、教育の進捗状況や、エルダー・メンター同士の悩みなどを共有し、課題解決を図ります。

【意識改革】

全職員が同じ目標を持って働き続けることができるよう、事業所内全体会議での法人理念の意識づけや目標の共有、現場職員からの困りごとや悩みごとを聞き取る機会を増やし、意識向上・改革に努めます。

【処遇改善】

介護サービス事業における各種加算を積極的に取得し、収支の改善・向上を目指します。

得られた収益により介護職員の処遇改善を行い、キャリアパスによる昇格・昇給制度をより明確化し、重要な職責を担うことのできる職員づくりに努めます。

【法整備・コンプライアンス】

同一労働・同一賃金については、現在の規程内容が法と合致しているかの点検を行い、規程を改正します。

また、各種規程についても現行法との不一致点検、見直し・改正を行うとともに、コンプライアンス（法令順守）に係る研修を義務付け、社会的規範を醸成します。

【業務の効率化】

労務・給与管理ソフトの実用的な運用についての見直しを行い、内容が重複する書類の作成などは、法人として統一した様式を作成し、書類作成の2度手間を省きます。

また、請求事務や支払事務、様々な書類作成などが、介護職員の負担となっており、法人運営部門で専任の事務員を1人雇用し、各事業所での書類の統一作業や書類作成を行うことで、介護職員が介護業務に集中できる環境づくりに努めます。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人運営部門職員数（運転手除く）	3	4	4	4	4	4
地域福祉活動推進部門職員数 (兼務含む(常勤換算))	2	3	3	3	3	3
エルダー・メンター職員の確保	5	6	7	8	8	8
エルダー・メンター会議	0	4	4	4	4	4

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「社会福祉協議会との連携強化」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

2 財政基盤の充実

事業目的

財政基盤の充実、本会の福祉サービスを維持・継続するにあたり、極めて重要な要素となっています。法人運営及び地域福祉事業は、町補助金・受託事業収入等により財源の確保を図っています。一般・特別会費や共同募金などの民間財源、介護保険事業運営による収入など、自主財源の確保に取り組んでいます。

現 状

【一般会費・特別会費】

一般会費は、原則的に全町民に会員加入し、地域福祉活動に活用していますが、人口の減少とともに会費収入も年々減少しています。

特別会費については、町内各事業所が会員となっており、一般会費同様、年々減少していますが、令和2年度については本別町商工会の協力を得ながら会員数が増加しています。

【町補助金】

事務員や地域福祉活動員に係る人件費や法人運営、地域福祉活動に係る事務費、事業費について、町補助金が交付されています。

平成30年度から令和2年度までの3年間、地域密着型特別養護老人ホーム開設準備のための人材確保に対する補助金を一般補助とは別枠で交付されています。

【町受託金】

本会あんしんサポートセンター事業、通所型介護予防事業を受託しています。

また、低所得高齢者等住まい・生活支援事業については、本会が住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の指定を受け、国補助金の活用を図り同様の事業を継続実施するため、令和2年度をもって受託を終了しました。

【介護保険収入】

特に訪問介護事業、通所介護事業については、介護度の低い利用者が多いこともあり、大幅な赤字での運営を余儀なくされています。

小規模多機能型居宅介護では、登録者数24人前後、平均介護度2.0程度を維持していますが、利用者の増減により収入が大きく変動することがあります。

【老人福祉事業収入】

高齢者向け賃貸住宅については、家賃収入が大きな財源となっていますが、入居する方の収入により家賃額が大きく変わるため、安定した収入の確保が課題となっています。

【人件費】

介護サービス全体の人件費率が高くなっている状況です。

【社会福祉事業振興基金等】

本会全体として赤字運営が続いていることで、流動資産を補填するために、過去15年間で約50,000千円の取り崩しを行いました。財政調整機能を持つ基金の残高が、本会予算規模の1か月分にも満たない状況となっており、安定運営に係る基金の積戻しが課題となっています。

実践内容

【一般会費・特別会費】

一般会費は、人口減少による会費の減少が今後も見込まれますが、特別会費については、町内事業者への個別の説明や、会費の活用によって行われる地域福祉活動の積極的なPR活動を行い、会員数・会費収入の維持に努めます。

【町補助金】

町からの補助金交付は、本会が健全運営のために必要かつ重要な財源となっています。
町内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設への介護職員の出向・派遣により、介護職員のスキルアップと財源の確保を図ります。
養護老人ホームからの入居者については、高齢者賃貸住宅の入居期間中、措置入所相当の事務費補助金を新たに受け、運営費の財源とします。
住宅セーフティネット制度に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者専用）の入居を拒まない住宅として登録し、家賃低廉化補助制度（1戸当たり、国 20,000 円、町 20,000 円）を活用し、財源とします。

【町受託金】

安心生活創造事業、やすらぎ支援事業、権利擁護人材育成事業、生活支援体制整備事業、通所型介護予防事業を継続して受託し、事業実施します。

【介護保険収入】

令和3年度の介護報酬改定により、各種加算が新設されたことから、利用者の利便性向上のためサービスの充実を図り、積極的な加算取得を目指します。
とりわけ、小規模多機能型居宅介護事業では、特別地域加算（基本報酬の15%）の新設による加算取得を行うとともに、令和3年度より市町村独自加算（1,000 単位/月・人）が算定可能となるため、加算取得に向けたサービスの充実と体制強化を図ります。
また、地域包括支援センターや町国保病院、町内の介護老人保健施設などと連携し、利用者の状態に応じた適切なサービスを提供することで利用者の確保を図り、介護保険収入の安定化に努めます。

【老人福祉事業収入】

高齢者住宅の家賃については、住宅セーフティネットに基づく家賃低廉化補助制度を活用し、令和3年度4月から家賃額を一律 48,000 円に設定し、国 20,000 円、町 20,000 円の補助金を活用することで、実質の入居者負担を 8,000 円に抑え、入居者の経済的負担を軽減しつつ、収入確保を行います。

【人件費】

令和2年度に導入した見守り支援「介護ロボット」を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所の宿直の配置を減らし、支出の削減と効率的な人員配置を行います。
ICT活用や定型的な事務作業を専任の事務員が行うことで、介護職員が介護業務に専念できる体制を整えます。
全ての事業所の職員が様々な事業所を兼務できる体制を検討・整備し、人員配置の効率化を図ります。

【社会福祉事業振興基金等】

上記、収入確保策を着実に実施し、直近の15年間で減少した財政調整機能を持つ「社会福祉事業振興基金」、「介護保険事業運営資金積立金」の基金醸成により、本計画期間中に15年前の水準に積み戻すことを目標に掲げ、財政基盤の充実を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当期資金収支差額(千円)	△290	0	0	0	0	0
当期末支払資金残高(千円)	67,748	70,045	70,045	70,045	70,045	70,045
社会福祉事業振興基金残高(千円)	32,722	47,722	57,722	62,722	67,722	72,722

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「社会福祉協議会との連携強化」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

3 啓発事業の推進と内容充実

事業目的

社協の役割・使命・実施事業等について、地域の方々に深く理解をしてもらうために、「社協だより」を年6回、全戸配布しています。より広く情報を発信できるようホームページを設け、インターネットによる情報提供に取り組んでいます。

また、広報活動を推進するため、広報委員会において広報内容等の検討を行っています。

現 状

社協だよりの発行は年間6回（奇数月）となっています。内容は社協事業の紹介、行事等の告知・実施報告、困りごと相談の受付について等、社協の役割・使命・事業内容について地域の方々に理解を促すものとなっています。

また、文字ばかりではなく、視覚的にもわかりやすいレイアウトやデザインにするなど、読みやすい紙面作りに努めています。

一方で、社協だよりの読者層が限られている（固定されている）と感じられるため、従来の読者のほか、より多くの方々に社協の取り組みについて興味を持っていただく手法について検討する必要があります。

令和2年度のホームページアクセス数・更新回数が増加した要因は、新型コロナウイルス感染による情報発信・更新によるものです。

実践内容

どのような内容・手段で社協の取り組み等を発信していくのかについて、広報委員会で協議しながら、情報伝達手段が大きく変化する流れを踏まえ、社協広報・啓発方法の見直しを進めます。

社協だよりを年6回発行し、ホームページについては、主に社協だより発行に合わせた更新のほか、本会の取り組みなどについて、周知する必要性に応じた情報更新を行います。

上記のほか、ICT を活用し、社協の取り組み内容へのアクセスがしやすい環境（ホームページ、SNS、動画配信等）に努め、有効な情報発信手法についての検討を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社協だより発行回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回
ホームページアクセス件数	7,500	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
ホームページ更新回数	12回	10回	10回	10回	10回	10回
広報委員会開催回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「情報提供の充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

4 情報共有のための会議内容の充実

事業目的

本会では、多岐にわたる事業や、事業所が分散している為、情報共有の為に計画的な会議の実施が不可欠となっています。その為、各部門の管理者による管理者会議を毎月1回開催し、事業内容の報告や、運営方針の伝達、事業実績報告、事務局長、管理者からの提案事項について協議を行っています。

令和2年度より、同日に部門間連携会議を開催し、本会事業所のほか、町内の老人保健施設、地域包括支援センターが参加し、地域で支援を必要とする人や介護サービス利用者の情報共有、サービスの調整を行っています。

各事業所では、月1回のリーダー会議、全体会議を開催し、課題の把握、情報共有、意見交換、今後の事業運営の確認を行っています。

また、あんしんサポートセンターにおいては、ケース会議や行政合同会議を開催し、事業利用者の情報共有を図っています。

現 状

月1回の管理者会議では、法人の運営方針や事業内容、実績報告などの伝達事項を全職員に伝える役割を担っているほか、各事業所からの提案事項についても協議を行っています。

また、管理者会議と同日に部門間連携会議を開催し、法人内外の各事業所において、利用者への適切なサービス提供に資するための情報共有とサービスの調整を行っています。

事業所のリーダー会議では、リーダーとなる職員が、全体会議に先立ち、議論内容の確認や課題の確認、解決案などを予め話し合い、全体会議ではそれに対する意見を聞き、合意形成を図ることで、会議を効率的に進めています。

あんしんサポートセンターでは、月1回のケース会議を開催し、社協内部での情報共有を図り、3ヶ月に1回、行政合同会議における行政福祉部局との情報共有を図っています。

また、新規相談時には相談内容を書面化した書類を作成し、相談者が必要とする支援内容の検討、職員間での情報共有を図っています。

実践内容

管理者会議を月1回定例開催し、法人の運営方針、事業内容を検討・見直しを行うとともに、各事業所からの提案事項を協議し、良質なサービス提供に努めます。

また、部門間連携会議を管理者会議に合わせて開催し、各事業所の全体会議の内容を法人内で共有するほか、町内の老人保健施設、地域包括支援センターの参画により、地域福祉サービス利用者、介護保険、障がい福祉サービス利用者に係る情報共有を行い、適切なサービスへ調整・利用を図ります。

あんしんサポートセンターに係る会議についても継続・定例開催を行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理者会議(回)	12	12	12	12	12	12
部門間連携会議(回)	5	12	12	12	12	12
リーダー会議・全体会議(事業所)(回)	12	12	12	12	12	12

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「社会福祉協議会との連携強化」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

5 職員の意識改革と地域福祉活動の推進

事業目的

本会は「地域住民の方々が住み慣れたまち、本別町でいつまでも自分らしく笑顔で暮らせるよう、笑顔でお手伝いをする」ことを法人の基本理念に掲げ、「人」としての尊厳の重視」「ニーズの発見と解決」「専門職である自覚とたゆまぬ自己研鑽」「スムーズな連携体制の構築」「できる力」を奪わない支援」の5つの基本方針により、全職員がこれらを達成するため日々努力しなければなりません。

このため、全職員が同じ目標に向かい、意思統一された法人運営、事業運営を図り、地域福祉、社会福祉のプロフェッショナルとして住民の模範となるよう、個々の職員が積極的に自治会活動等への参画を推進しています。

現 状

法人の基本理念、基本方針に基づく事業運営が行っていますが、全ての職員に浸透した取り組みに至っていません。

地域の自治会活動に多くの職員が積極的に参画していますが、各職員の判断により行われているのが現状です。

また、特に新入職員に対する規範に係る教育、全職員に対する服務規律や職責に対する理解を徹底する必要があり、意識付けを継続的に行うことが課題となっています。

実践内容

本会の基本理念、基本方針に基づく言動や行動を促すため、各事業所に掲示するなど意識付けを行います。また、新入職員については社会人としての規範に係る研修を実施し、全職員に対する服務規律や職責に関する指導を事業所全体会議や研修等を通じて行います。

正職員については、社会福祉協議会職員であることを自覚し、自らの地域の自治会活動へ積極的な参画、地域貢献活動への協力を求めます。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
他事業所への派遣・出向(実人数)	6	4	4	4	4	4
コンプライアンスに係る研修(回)	0	1	1	1	1	1

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「社会福祉協議会との連携強化」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

6 職員に対する福利厚生の実現

事業目的

本会は、全職員の健康・維持管理に努め、就労意欲を増幅させ、地域福祉サービス、介護保険サービスの向上に努力しなければなりません。

そのため、本会は法定健診以外の検診への助成や、資格取得への助成、共済制度への加入を行い、福利厚生の実現を図っています。

現 状

職員の衛生管理対策の推進のため、衛生委員会を設置しています。

本会職員の健康維持管理に資する「がん検診・付加健診・脳ドック」費用を助成しています。

また、積極的な資格取得による専門的な知識・技術の研鑽を促すために、介護福祉士・介護支援専門員・介護職員初任者研修・実務者研修の受験・受講に対する資格取得費用の助成を行っています。

準職員は、「あおぞら共済」加入し、慶弔に係る給付金、福利厚生のための割引券等の支給を行っています。

実践内容

職員の衛生管理対策の推進について、意見を求めるために設置している衛生委員会において、本会職員の健康・維持管理に資する方策について、従来の健康診断等の他に何が必要であるかを協議・検討します。

本会職員の健康維持管理に資するため、「がん検診・付加健診・脳ドック」費用の助成を継続して実施します。

また、積極的な資格取得による専門的な知識・技術の研鑽を促すために、介護福祉士・介護支援専門員・介護職員初任者研修・実務者研修の受験・受講に対する資格取得費用の助成を行います。

準職員に対する「あおぞら共済」加入については、あおぞら共済制度奨励補助金が令和8年3月まで延長されたことから、継続して行います。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
がん検診等助成件数	42件	48件	46件	37件	42件	34件
資格取得助成件数	2件	5件	7件	9件	10件	10件
あおぞら共済加入件数	14件	12件	12件	13件	14件	14件

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「社会福祉協議会との連携強化」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

7 職員の資質向上の充実

事業目的

本会の職務は多岐にわたり、職員個々の能力向上は、法人の安定経営に必要不可欠なものです。このため、多様なスキルアップのための外部研修を継続して開催し、資質の向上を図っています。
また、介護スタッフの専門性向上を目標とした研修事業に取り組んでいます。

現 状

外部研修については、すべての部門で毎年計画的に受講できるよう努めています。
内部研修については、研修委員会において年度当初に研修計画を策定し、実施しています。
新人職員が増加傾向にあるため、従来 of 知識・技術の習得に係る研修のほか、社会人規範や職責に関する研修等、人材育成に資する研修を設ける必要性が高まっています。
また、令和2年からのコロナ禍において研修のあり方も大きく変化しているため、研修の開催・参加方法についても、ICT 機器の活用などの検討が必要です。

実践内容

研修委員会で協議を重ねながら、法人運営、地域福祉事業、介護事業に資する多様な研修の中から、全職員が受講できる研修計画を策定し、各事業分野の知識・技術を身に着ける研修の開催・参加を促進します。
また、コミュニケーションにおける諸問題（ハラスメント等）についての研修や、社会人としての基本的な心構えや職責に関する研修等も開催・参加を促進します。
さらに、研修の開催・参加の方法が大きく変化しているため、幅広い研修に多くの職員が参加できるように ICT 機器の活用を促進します。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内部研修（キャリアパス支援研修含む）	4回	6回	6回	6回	6回	6回
外部研修（WEB参加含む）	12回	12回	12回	12回	12回	12回

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「社会福祉協議会との連携強化」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

8 災害見舞金・供花料事業の実施

事業目的

社協会員が災害にあった場合に、生活意欲の助長に資するための見舞金を給付しています。
 また、社協会員もしくは、町内に住所を有する人が死亡した場合、供花料によりお悔みの気持ちを込めた弔意を表しています。

現 状

災害見舞金・供花料とは、地域福祉の発展にご協力いただいた町民（会員）に対し、見舞・弔慰を表しています。
 災害見舞金については、火災等が発生した場合に速やかに消防署等に状況を確認し、当該規程に基づいて遅滞なく被災者の方に見舞金を届けています。
 供花料については、本別町からの死亡・葬儀に係る通知や新聞のおくやみ欄等から情報を収集し、葬儀会場に届けています。令和2年度より本別葬儀社の協力を得ることで、事務局職員の負担軽減を図っています。

実践内容

社協会員が災害にあった場合に生活意欲の助長として災害見舞金を贈ります。また、町内に住所を有する人が死亡した場合に供花料を贈ります。

【災害見舞金】

- ・全焼、全壊、流失、埋没・・・・・・・・10,000円
- ・半焼、半壊、半流失、半埋没・・・・・・・・5,000円

【供花料】

- ・死亡1件につき 3,000円

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
災害見舞金	1	2	2	2	2	2
供花料	90	95	95	95	95	95

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「社会福祉協議会との連携強化」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

基本目標4 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

9 情報・通信環境の整備

事業目的

昨今の介護職員の慢性的な不足による業務の効率化、新型コロナウイルス感染症の流行による遠隔地での会議の開催や情報共有の必要性などから、ICT（Information and Communication Technology）機器等の導入による効率的な運営が福祉・介護現場に求められています。

法人内での情報共有、業務負担の軽減、データ活用による経営分析や利用者の生活リズムの分析、オンラインを活用した会議や面会など、様々な場面で活用を図っています。

現 状

令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金を活用し、各事業所での Wi-Fi 環境整備を行い、各事業所にタブレット端末を導入しています。

また、介護ロボット導入支援補助金を活用し、各小規模多機能事業所に利用者の体動を検知するセンサーマットを導入し、見守り支援と個別ケアへの活用をおこなっています。

ゆうあいの里（勇足地区）、陽だまりの里（仙美里地区）のインターネット通信環境の改善が必要となっています。

実践内容

情報通信機器（タブレット等）の活用を進め、面会や会議、情報共有など様々な形での利用を図り、介護ロボット（センサーマット）で得られた情報の活用により、介護の質の向上を図ります。

また、勇足地区、仙美里地区のインターネット通信環境を光回線へ変更するほか、情報管理方法を見直し、業務の効率化を図ります。

計 画	現 状	目 標				
	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
体動検知介護ロボットの整備 (台)	20	20	20	20	20	20
タブレットの整備(台)	22	2	2	2	2	2
光回線の整備(事業所数)	3	5	5	5	5	5
オンライン研修(内部)の開催(回)	2	4	4	4	4	4

地域福祉計画との関係	「基本目標1. 互いに支え合う地域をつくろう」「情報提供の充実」に関する項目と連携を図ります。
------------	---

資 料 編

1 「福祉でまちづくり」の歩み

段階	年度	実施内容
第1段階 「保健・医療・福祉の統合を目指したまちづくり」 (高齢社会の到来に向けた準備段階)	平成2年度	「ゴールドプラン」(高齢者保健福祉推進十か年戦略) スタート 「健康管理センター」開設(3月)
	平成4年度	「ふれあい多目的アリーナ」開設(3月)
	平成5年度	「銀河福祉タウン構想」(老人福祉計画) 策定 「在宅福祉ネットワーク事業」開始
	平成8年度	福祉課内に「総合福祉推進準備室」を設置 「地域包括医療推進構想」(保健・医療・福祉の統合を目指して) 策定(4月) 「ホームヘルパー養成講座」開始
	平成9年度	「在宅福祉ネットワーク連絡協議会」設立 「太陽の丘整備計画」策定(3月)
	平成11年度	「地域ケア(認知症高齢者)研究会」設立 介護予防拠点施設「ふれあい交流館」開設(9月)「世代交流館」開設(11月)
	平成11年度	「第1期銀河福祉タウン計画」(高齢者保健福祉・介護保険事業計画) 策定(3月)
	平成12年度	介護保険制度スタート、地方分権一括法の施行(4月) 太陽の丘3施設「国保病院」「総合ケアセンター」「老健アメニティ本別」開設(4月)
第2段階 「福祉のまち」から「福祉でまちづくり」への転換 (地域福祉を中心に据えた成長段階)	平成12年度	認知症普及啓発のための「介護劇」上演 「住宅改修支援チーム」設立(6月)、「介護相談員派遣事業」開始(11月) 「福祉教育」(学校における総合学習) スタート 社会福祉法改正(地域福祉計画策定を義務付け:6月) 「健康長寿のまちづくり条例」制定(3月)
	平成13年度	「健康長寿のまちづくり会議」スタート(6月) 介護予防拠点施設「勇足生きがい館」開設(10月)
	平成14年度	「認知症高齢者家族やすらぎ支援事業」開始(10月) 介護予防拠点施設「北地区交流センター」開設(10月) 「第2期銀河福祉タウン計画」策定、「障害者保健福祉計画」策定(3月)
	平成15年度	厚生労働省モデル指定を受け「地域福祉計画」策定に着手(4月) グループホーム「あさひの里」開設(9月)、 チャレンジド・ネットワークほんべつ設立(11月)
	平成16年度	「1万人のお茶の間トーク～今こそ発揮!ご近所の底力～」町内21か所で開催 「北海道型高齢者が住みやすいまちづくり構想(H16～20)」策定(3月) 「子育て支援センター」開設(4月) 「第1期地域福祉計画」(みんなが家族のまちづくりプラン) 策定(3月) 次世代育成支援対策行動計画「未来にひろがるまめっ子すくすく計画」策定(3月)、「健康ほんべつ21」策定(3月)
	平成17年度	子育て支援「すきやきたい」発足(7月) 障がい者サロン「銀河サロン」開設(10月) 「認知症サポーター養成事業」開始(11月)、 「福祉でまちづくり」宣言(3月)、「第3期銀河福祉タウン計画」策定(3月)

第3段階 「福祉でまちづくり」の展開 (地域福祉の再構築と更なる飛躍)	平成 18 年度	「介護保険推進全国サミット」開催 (8月) NPO法人「つつじの園」設立 (地域活動支援センターの運営: 9月) 「はいかい高齢者等SOSネットワーク」設立 (12月) 小規模多機能型居宅介護「陽だまりの里」(仙美里)開設 (3月)
	平成 19 年度	NPO法人「インクルード」設立 (障がい児童通所事業: 7月) 小規模多機能型居宅介護「ゆうあいの里」(勇足)開設 (12月) 「第1期障がい福祉計画」策定
	平成 20 年度	地域共生ホーム「きらり」(高齢・障がい者の共同生活住宅: 4月) 「センサーによる緊急通報システム」開始 「第4期銀河福祉タウン計画」、「第2期障がい福祉計画」策定 (3月) 「安心生活創造事業」実施、「災害時要援護者避難支援計画」策定に着手 (4月)
	平成 21 年度	「未来にひろがるまめっすくすく計画 (後期計画)」策定 (3月)
	平成 22 年度	就労継続支援B型事業所「つつじの園」開設 (10月) 小規模多機能型居宅介護「清流の里」(本別)開設 (2月) 「第2期地域福祉計画」(みんなが家族のまちづくりプラン)策定 (3月)
	平成 23 年度	社会福祉協議会による法人後見開始 (7月) 高齢者向け賃貸住宅「清流ハウス8」開設 (11月) 「第5期銀河福祉タウン計画」、「第3期障がい福祉計画」策定 (3月) ※介護予防拠点施設改修 (9施設)
	平成 24 年度	市民後見人養成研修実施 (1月) あんしんサポートセンター設置 (3月) ※介護予防拠点施設改修 (12施設)
	平成 25 年度	就労継続支援A型事業所「ラムピリカ」開設 (4月) 「第2期健康ほんべつ21」策定 (3月) ※介護予防拠点施設改修 (11施設) 低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業 実施 (7月)
	平成 26 年度	「本別町子ども・子育て会議」設置 (12月) 「子ども未来課」設置 (4月) 「本別町高齢者等住まい・生活支援検討委員会」設置 (11月) 空家等実態調査実施 (11月) NPO法人「フリーライフ」設立 (12月)
	平成 27 年度	「第6期銀河福祉タウン計画」、「第4期障がい福祉計画」策定 (3月) ※介護予防拠点施設改修 (15施設) 就労継続支援B型事業所「わくわく」開設 (6月) 障がい者週間記念事業と学びの日記念事業の共同開催 (12月)
	平成 28 年度	「本別町居住支援協議会」設立 (2月) 「第3期地域福祉計画」(みんなが家族のまちづくりプラン)策定 (3月) 総合的な介護人材確保対策開始 (4月) 農福商連携事業開始 (4月)
	平成 29 年度	社会福祉協議会によるあんしん住まい保証サービス開始 (11月) 「第7期銀河福祉タウン計画」、「第1次障がい福祉総合計画」策定 (3月) 「第3期健康ほんべつ21」策定 (3月) 生活困窮者自立支援開始 (3月)

第3段階 （地域福祉の再構築と更なる飛躍）	「福祉でまちづくり」の展開	平成30年度	「GENKIくんプロジェクト」開始（4月） 高齢者向け賃貸住宅「陽だまりの家」開設（8月） 国保病院地域連携室開設（10月）
		令和元年度	認知症カフェ開始（7月） 高齢者向け賃貸住宅「ふれあいのいえ」開設（12月） 「第2期本別町子ども・子育て支援事業計画」策定（3月）
		令和2年度	「第4期地域福祉計画」（みんなが家族のまちづくりプラン）策定（3月） 「第8期銀河福祉タウン計画」、「第2次障がい福祉総合計画」策定（3月）

2 「地域福祉を取りまく現状」

○本別町の現状

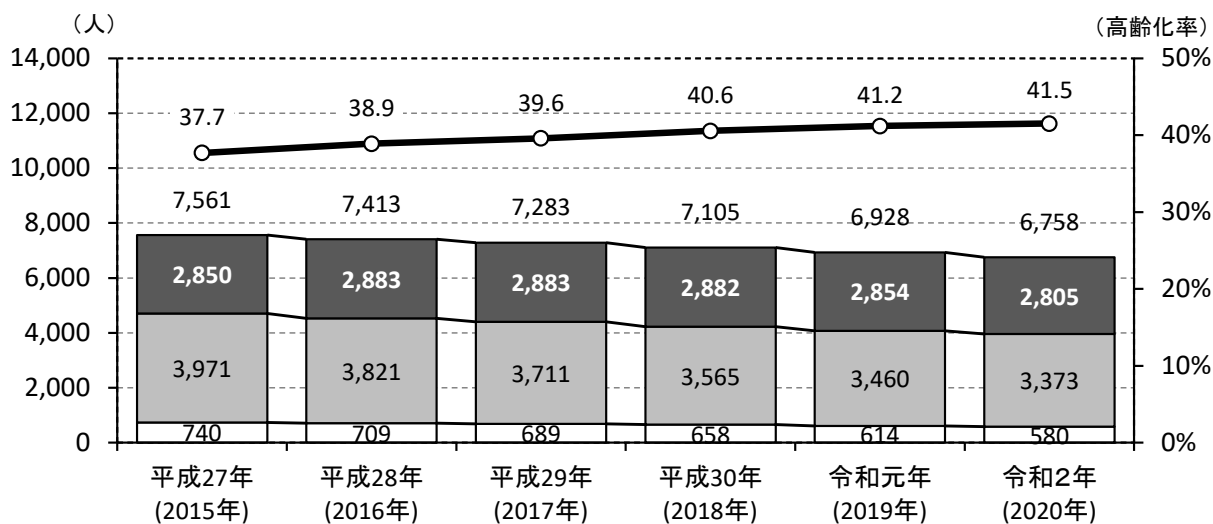
(1) 総人口と世帯

①総人口の推移

本別町の総人口は減少を続けており、令和2年の住民基本台帳による総人口は6,758人となっています。

年齢3区分の人口をみると、生産年齢人口及び年少人口は減少が続いており、高齢者人口は平成28年までは増加していましたが、平成30年から減少に転じ令和2年では2,805人となっています。また、高齢化率は増加を続けており、令和2年は41.5%となっています。

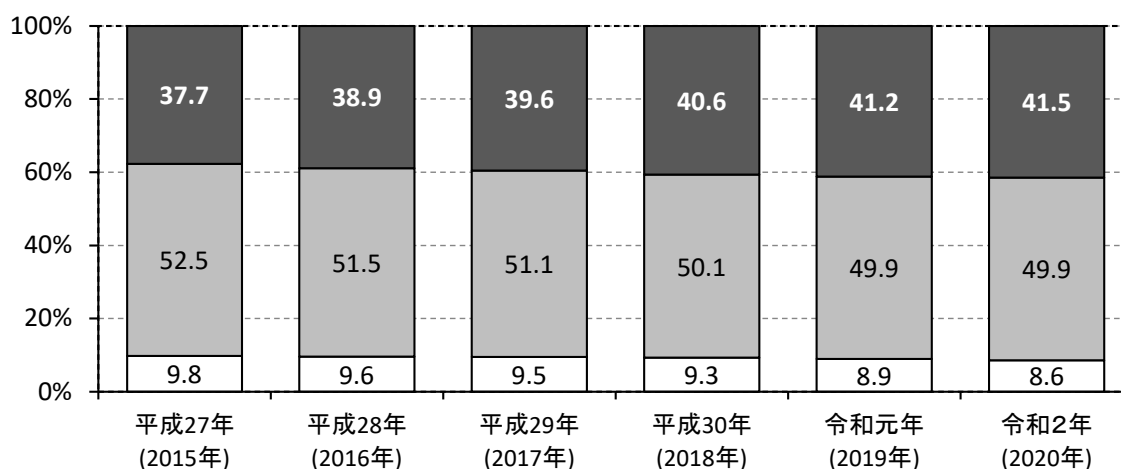
■年齢3区分別人口の推移



□年少人口(0~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) ■高齢者人口(65歳以上) ●高齢化率

資料：住民基本台帳（各年10月末現在、令和2年は9月末現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



□年少人口(0~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) ■高齢者人口(65歳以上)

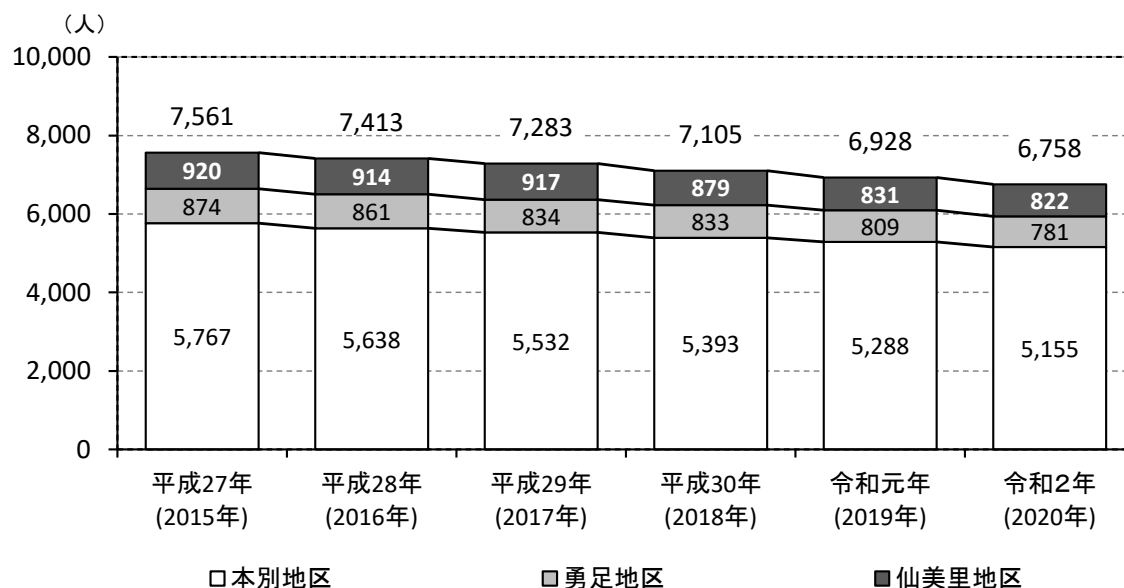
資料：住民基本台帳（各年10月末現在、令和2年は9月末現在）

②日常生活圏域別人口の推移

本町の日常生活圏域別の人口は、本別地区が全体の約76%を占め、勇足地区及び仙美里地区がそれぞれ約12%となっています。

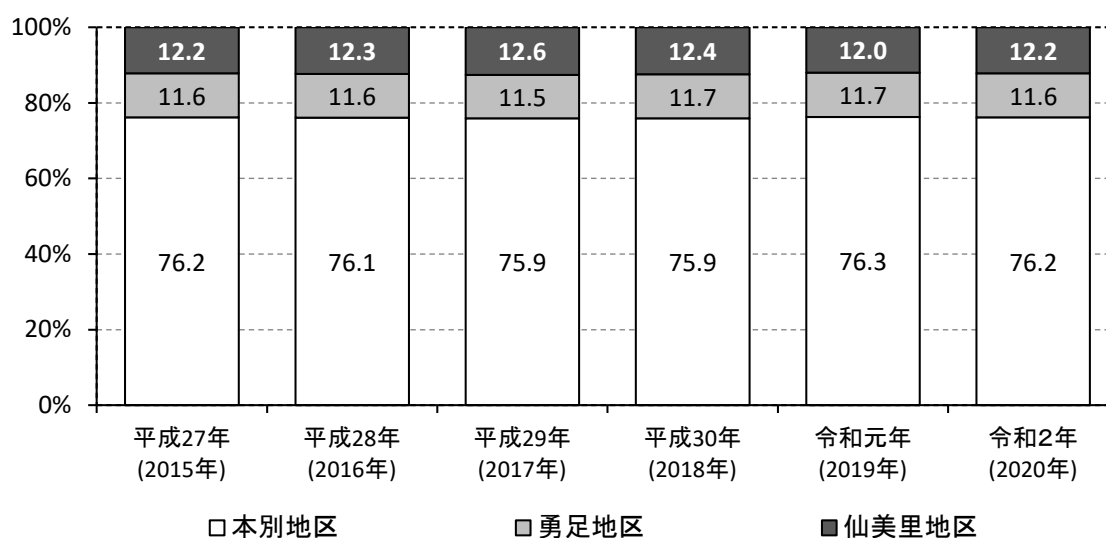
いずれの地区も人口は減少傾向が続いており、平成27年から令和2年までの5年間でいずれの地区も約10.6%の減少率となっています。

■日常生活圏域別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月末現在、令和2年は9月末現在）

■日常生活圏域別人口割合の推移

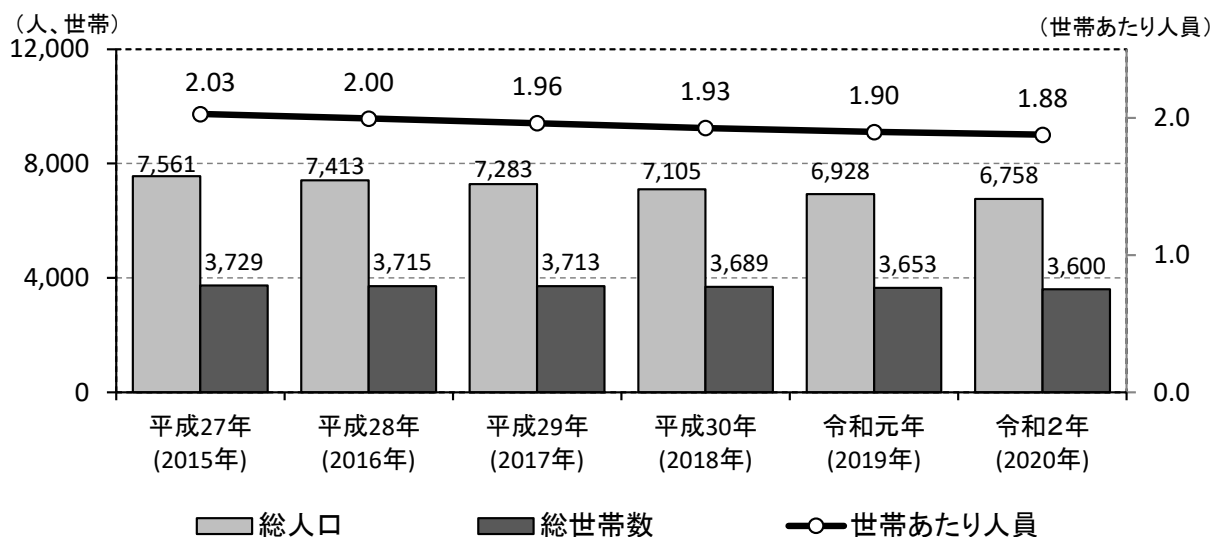


資料：住民基本台帳（各年10月末現在、令和2年は9月末現在）

③総世帯数の推移

総世帯数は平成27年の3,729世帯から減少が続いており、令和2年には3,600世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は、平成27年の2.03から令和2年には1.88まで減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■総人口と世帯数の推移



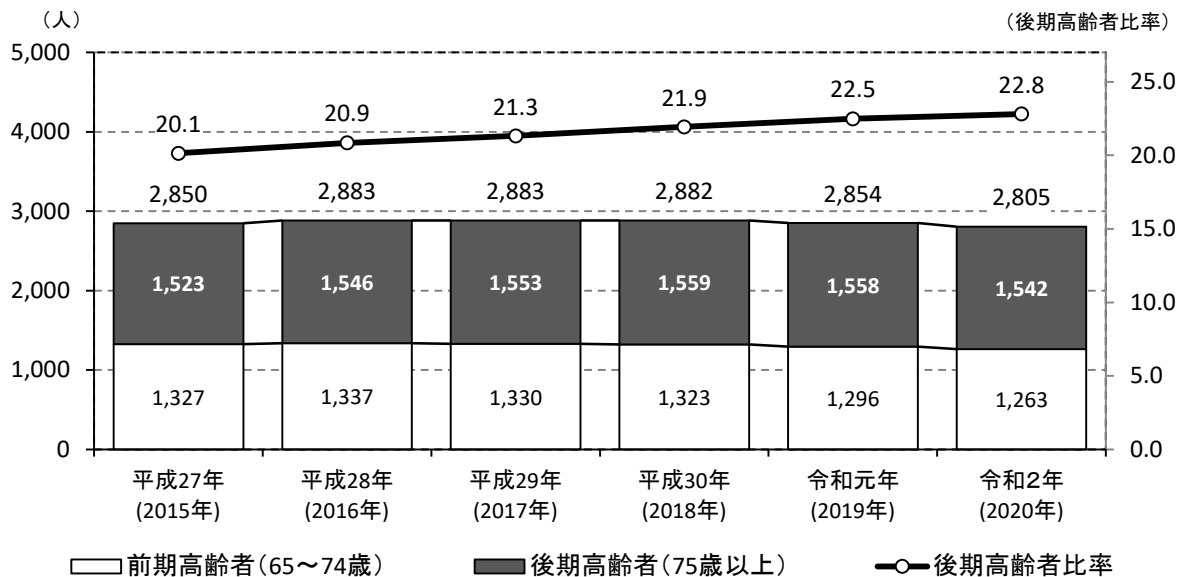
資料：住民基本台帳（各年10月末現在、令和2年は9月末現在）

(2) 高齢者

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は増加傾向にありましたが、平成29年から減少に転じています。

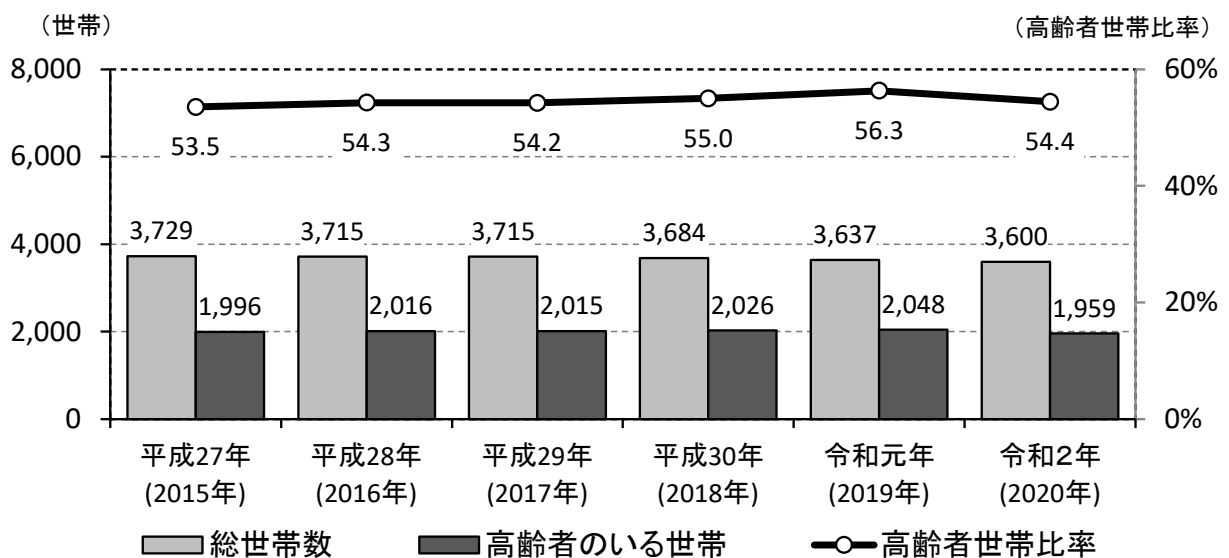
増加傾向が続いていた後期高齢者（75歳以上）も平成30年をピークに減少に転じていますが、後期高齢者比率（総人口に占める後期高齢者の割合）は増加傾向が続いています。

■ 高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月末現在、令和2年は9月末現在）

■ 高齢者のいる世帯の推移



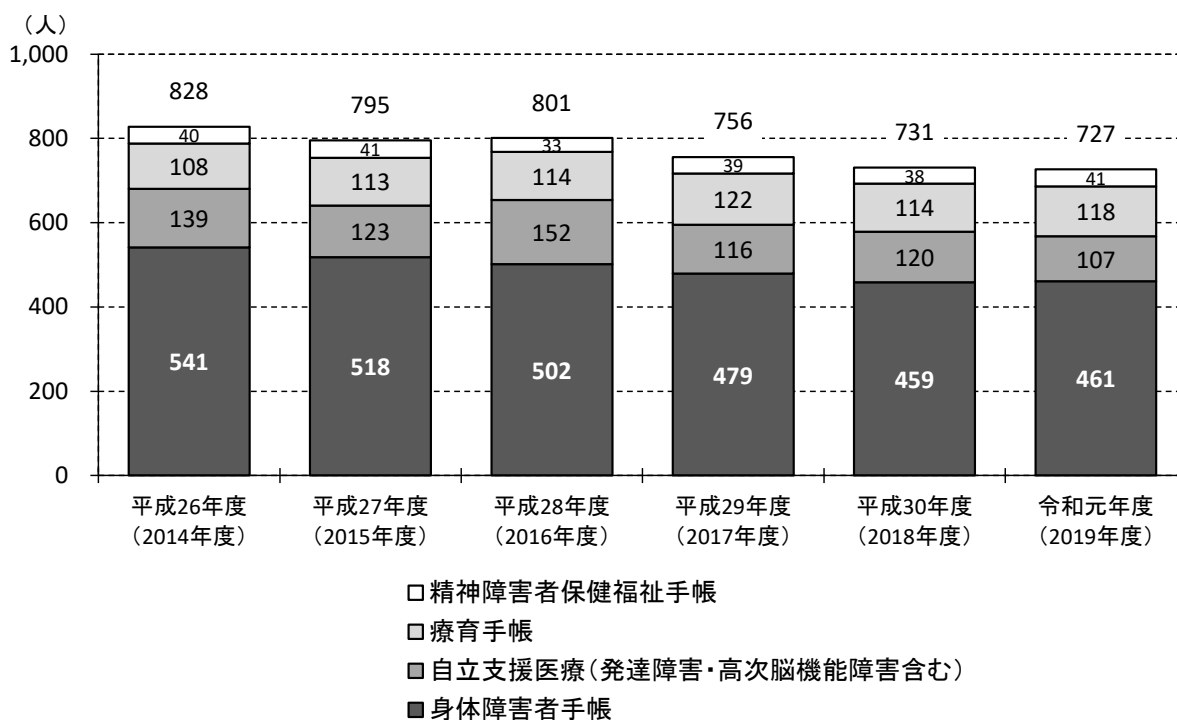
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(3) 障がい者

障がい者手帳、特定疾患（難病患者）、自立支援医療受給者を含め、病気や障がいによって支援が必要な人数は、令和元年度末現在、727人となっています。

高齢化の進展に伴い、全体数は減少していますが、人口に対する病気や障がいによって支援が必要な人数の割合は、平成26年度から10%と横ばいに推移しています。

■病気や障がいによって支援が必要な人の推移



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳 (人)	541	518	502	479	459	461
療育手帳 (人)	108	113	114	122	114	118
精神保健福祉手帳 (人)	40	41	33	39	38	41
自立支援医療 (発達障害・ 高次脳機能障害 含む) (人)	139	123	152	116	120	107
	育成医療	2	4	2	2	0
	更生医療	34	28	32	21	23
精神通院	103	91	118	93	97	84
合計 (人)	828	795	801	756	731	727
対人口割合 (%)	10.6	10.5	10.8	10.4	10.3	10.5

※重複する人を含む

資料：総合ケアセンター（各年度末現在）

(4) 子ども・子育て

①子どもの人口

18歳未満の人口の推移をみると、減少傾向にあります。年齢が低いほど人口が少なくなっており、年々出生数が減少していることがうかがえます。

■18歳未満人口の推移

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
0～2歳	135	108	121	114	107	
3～5歳	139	146	131	122	107	
就学前人口小計	274	254	252	236	214	
低学年6～8歳	146	142	136	126	130	
高学年9～11歳	167	151	151	139	135	
小学生人口小計	313	293	287	265	265	
中学生12～14歳	170	164	154	158	144	
高校生15～17歳	178	172	156	156	151	
18歳未満人口合計	935	883	849	815	774	

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

②子どものいる世帯の類型

一般世帯（親族世帯）、子どものいる世帯ともに減少傾向にあります。平成27年の18歳未満の子どものいる世帯数は、平成7年に比べて半数以下となっていますが、ひとり親世帯の数は増えています。

■本別町における世帯類型の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数（親族世帯）（A）	2,919	2,789	2,613	2,418	2,169
6歳未満の子どものいる世帯（B）	382	360	300	250	200
B/A（%）	13.1	12.9	12.5	10.3	9.2
核家族世帯（a）	274	264	227	197	165
a/B（%）	71.7	73.3	75.7	78.8	82.5
ひとり親世帯（c）	4	13	9	10	6
c/B（%）	1.0	3.6	3.0	4.0	3.0
その他親族世帯（b）	108	96	73	53	35
b/B（%）	28.3	26.7	24.3	21.2	17.5
18歳未満の子どものいる世帯（C）	1,056	909	735	606	495
C/A（%）	36.2	32.6	28.1	25.1	22.8
核家族世帯（d）	711	627	532	453	388
d/C（%）	67.3	69.0	72.4	74.8	78.4
ひとり親世帯（f）	54	48	44	64	59
f/C（%）	5.1	5.3	6.0	10.6	11.9
その他親族世帯（e）	345	282	203	153	107
e/C（%）	32.7	31.0	27.6	25.2	21.6

資料：国勢調査

(5) 生活保護受給者

生活保護受給者は、令和元年では70世帯、80人、保護率は11.9%となっています。これは、全国の保護率や北海道の保護率と比較しても低い水準となっています。

しかし、経済的自立が容易ではない高齢者世帯の増加などにより、保護率が増加に転じることも予測されます。

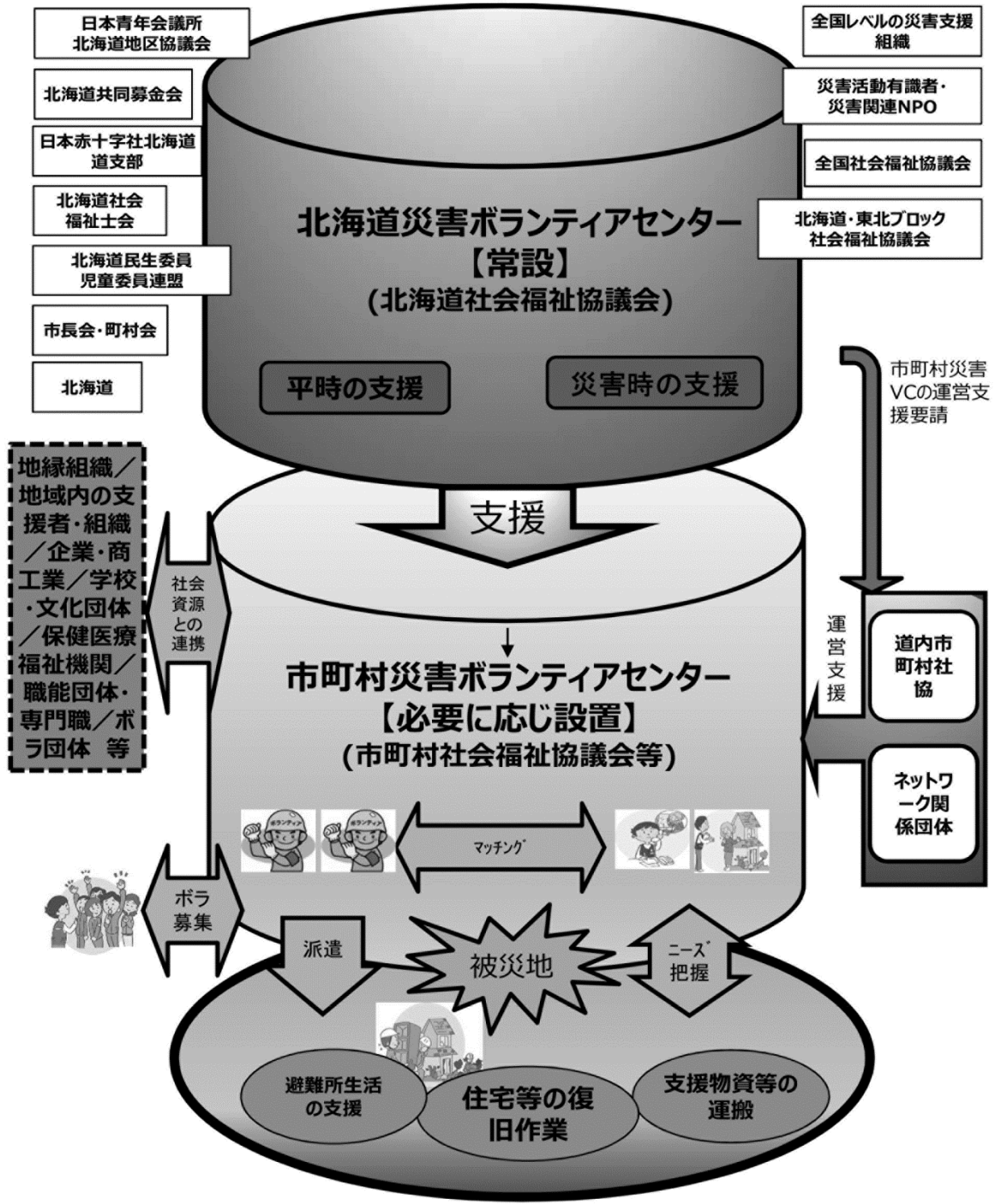
■生活保護状況の推移

	世帯	人	保護率		
			本別町	北海道	全国
平成 26 年	75	89	11.4%	31.4%	17.0%
平成 27 年	74	86	11.4%	31.2%	17.1%
平成 28 年	71	85	11.7%	30.9%	16.9%
平成 29 年	72	79	11.2%	30.6%	16.8%
平成 30 年	72	83	12.0%	30.2%	16.6%
令和元年	70	80	11.9%	30.1%	16.4%

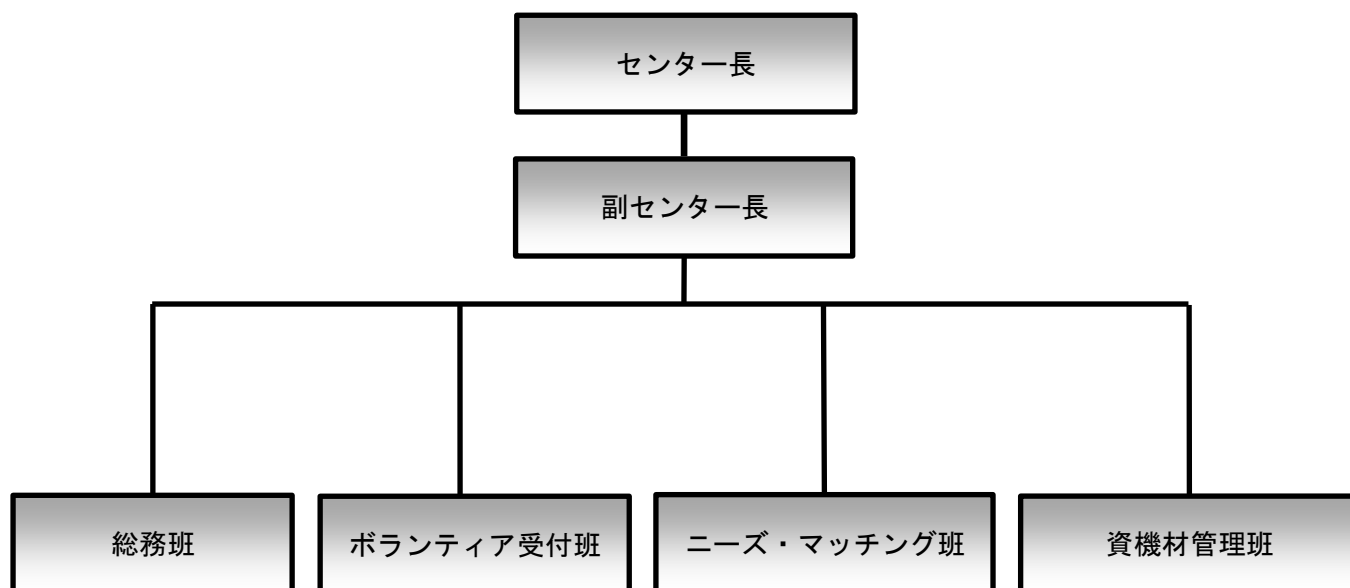
※%：パーミルあるいはプロミルとよび、1,000分の1を1とする単位

3 「本別町災害ボランティアセンター」

北海道災害VCと市町村災害VCの関係 (イメージ図)



本別町災害ボランティアセンター組織図



運営スタッフ

① センター長

- 本別町社会福祉協議会事務局長
センター全体の総括、マスコミや行政等関係機関の対応

② 副センター長

- 本別町災害対策本部からの派遣職員
総務班の総括、本別町災害対策本部との連絡調整、センター長の補佐・代理
- 北海道災害ボランティアセンター（道社協）派遣職員
ボランティア受付班、ニーズ・マッチング班、資機材管理班の総括、センター長の補佐・代理

③ 班員

- 本別町社会福祉協議会職員
- 本別町災害対策本部からの派遣職員等

なお、運営が長期にわたる場合は、北海道災害ボランティアセンターに対し、道内市町村社協職員の応援派遣を要請する。

また、市町村内外の関係団体・施設や長期ボランティア等と適宜協働し運営する。

【一日の活動の流れ】

時間	ボランティア	運営スタッフ	備考（注意点）
8:00		<ul style="list-style-type: none"> 全体ミーティング・班ミーティング ▽本日のスタッフ紹介 ▽スタッフ役割確認 ▽本日の活動確認 ▽その他（留意事項等） 	
8:30	<ul style="list-style-type: none"> 来所、受付 受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア受付 活動先への連絡 	
9:00	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション マッチング（活動決め） 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション マッチング（活動決め） 資機材貸出、配車 	<ul style="list-style-type: none"> 一番慌ただしい時間帯なので、随時人数不足の班に協力する
	ボランティア送り出し		
9:30	午前活動	問い合わせ等電話対応、ニーズ調査	
12:00	昼食・休憩		<ul style="list-style-type: none"> スタッフは交代で昼食を取る
13:00	午後活動	問い合わせ等電話対応 ニーズ調査、翌日活動先への連絡	
15:30	<ul style="list-style-type: none"> 活動終了準備 	ボランティア戻り、対応準備（配車等）	
16:00	<ul style="list-style-type: none"> センター戻り 活動報告書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書受理と聞き取り 資機材返却対応 	
17:00	<ul style="list-style-type: none"> 解散 	<ul style="list-style-type: none"> 全体ミーティング・班ミーティング ▽各班申し送り ▽翌日スタッフ役割分担 ▽活動終了スタッフ紹介 ▽その他（留意事項等） 	
18:00		<ul style="list-style-type: none"> 後片付け／車輛等資機材確認 翌日マッチング 道社協災害ボランティアセンター、町災害対策本部への活動実績報告／終了 	

※ ボランティアの活動時間等を含めてスケジュールは、日によって柔軟に変更する。
（猛暑、冬季による活動時間の短縮等）

要素	方針
センターの理念・目標	1. 住民一人ひとりを大切にした救援復旧活動に努め、地域住民の自主的復旧の支援を行う。 2. 安心と安全を備えたボランティア活動に努める。
ボランティアの活動時間	1. 基本は前ページのタイムスケジュールによる。ただし、活動の状況、季節によって変化する場合がある。（早朝のニーズ、猛暑時の活動時間短縮など）
ボランティア募集範囲	1. 被災状況により、①本別町内、②道内、③道外から受け入れする。 2. ボランティアは、飲食、宿泊、衛生管理等、必要な事項は、自身で確保する。 3. ボランティア活動保険（天災型）に加入することとする。
ボランティア募集年齢	1. 原則16歳以上とする。ただし、活動内容により16歳未満のボランティアも募集する。
ボランティアの活動内容・範囲	1. 避難所の運営支援：トイレ設置、救護物資の配布、炊き出し、声かけ等 2. 被災者の日常生活支援：炊き出し、給水、保育、介護、家事援助、水汲み、物品提供（ブルーシート、軍手、紙おむつ、粉ミルク、生理用品、下着、風邪薬、生野菜等） 3. 災害復旧支援：土木作業、がれき清掃、住居内清掃、片付け作業、引っ越し作業 4. 情報収集・情報発信：被害状況の確認、被災者の健康状態の確認、情報発信（チラシ、ポスター、HP、メールマガジン、SNS等） 5. 専門的知識・経験が必要な活動：外国の方への通訳、視覚・聴覚障害者への通訳等 6. その他、災害ボランティアセンターが必要と認める支援活動

本別町の地域福祉の取り組みの経過

本別町における地域福祉の基礎として、自治会を基盤とした住民の参加と協力による支え合いとしての在宅福祉ネットワークの取り組みが、地域住民からの意思で創設され、現在では町内75自治会中36自治会（31ネットワーク）で組織化がされている。組織率としてはおおよそ半数であるが、全人口率では約80%の方が住む地区で組織化が図られている状況にある。

在宅福祉ネットワークの活動は、創設時は見守りや家事支援、サロン活動など13項目となっていたが、介護保険などの公的サービスの充実から項目の見直しを行い、現在は以下の5項目を位置付けて、各ネットワークで取り組めるもの・必要なものを実践している。

在宅福祉ネットワークの活動項目

- | | |
|----------|-----------------|
| ①見守り活動 | ②生活支援活動（買物支援など） |
| ③除雪活動 | ④地域サロン活動 |
| ⑤災害時支援活動 | |

在宅福祉ネットワーク活動の経過

昭和59年 各自治会に福祉委員を配置

→以来、自治会内に福祉部が設置され、社協と自治会の協力関係が構築

平成4年 道社協の小地域ネットワーク活動推進事業の指定

平成5年 2自治会で在宅福祉ネットワークを組織化

平成8年 18地区で在宅福祉ネットワークが組織化され、
本別町在宅福祉ネットワーク連絡協議会を設立

→各ネットワーク相互の連携や情報共有を目的に、年2回の情報交換の場などを実施（**社協が事務局を担当**）

平成17年 市街地区の全自治会でネットワークが組織化

平成21年 社協での新たな助成制度の創設
（サロン、情報共有、新規立ち上げ）

平成26年 活動項目の見直し（13項目→5項目）

あんしんサポートセンターについて

権利擁護の取り組みだけではなく、センター立ち上げ前から実施していた生活支援事業や個別支援の事業を一体的に取り組むセンターとして、平成25年3月に「あんしんサポートセンター」を設置

センターの目的としては、町民の『いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けたい』という願いを実現するために、

- ・ 地域の困りごと窓口としてどんな相談でも受ける
- ・ 困りごとに対応するための事業を一体的に取り組む

- ・ 社協全体で相談対応がしていくため、センター内の事業を一体的に取り組むために、社協事務局内部で事業状況等を情報共有する取り組みを実施
- ・ 様々な相談に対応していくために、町行政の福祉部局（高齢者福祉・障がい者福祉・社会福祉）、地域包括支援センターと社協事務局が情報共有する取り組みを実施

あんしんサポートセンターの組織・連携体制

あんしんサポートセンター 運営委員会

構成員：社協福祉部会員、ケアセンター職員（行政）、町内専門家、市民後見人代表者、商工会、消費者協会
役割：あんしんサポートセンター事業の年間活動状況、あんしんサポートセンターの活動計画への意見

生活応急資金貸付審査委員会

構成員：社協会長、社協副会長、社協各部長
役割：生活応急資金貸付に関する可否など

内容に応じて、他の社協職員、役場職員、専門家にも参加を求め

あんしんサポートセンター ケース会議

構成員：社協事務局職員（地域福祉活動推進部門・法人運営部門）、地域包括支援センター
役割：簡易な内容に関するサービスの可否、あんしんサポートセンター内の事業利用者に関する情報共有
開催：月1回

あんしんサポートセンター 行政合同会議

構成員：ケース会議構成員に加えて、ケアセンター職員（高齢・障がい・社会福祉）
役割：ケース会議で判断が難しい複雑なケースに関する事業検討、あんしんサポートセンター利用者状況・相談状況の報告、成年後見事業の受任調整、その他あんしんサポートセンターに係る事項の情報交換・共有など
開催：3ヶ月に1回

あんしんサポーターの体制について

センター立ち上げ前は、生活支援事業ごとに支援員の養成及び登録体制としていましたが、センター立ち上げに合わせて研修・登録体制を一本化しました。利用者の状態変更等により利用事業が変更になっても、同じサポーターが支援を行う体制を整えました。

○専門研修→市民後見養成研修程度

○基礎研修→3～4日間でを行う研修

あんしんサポートセンター

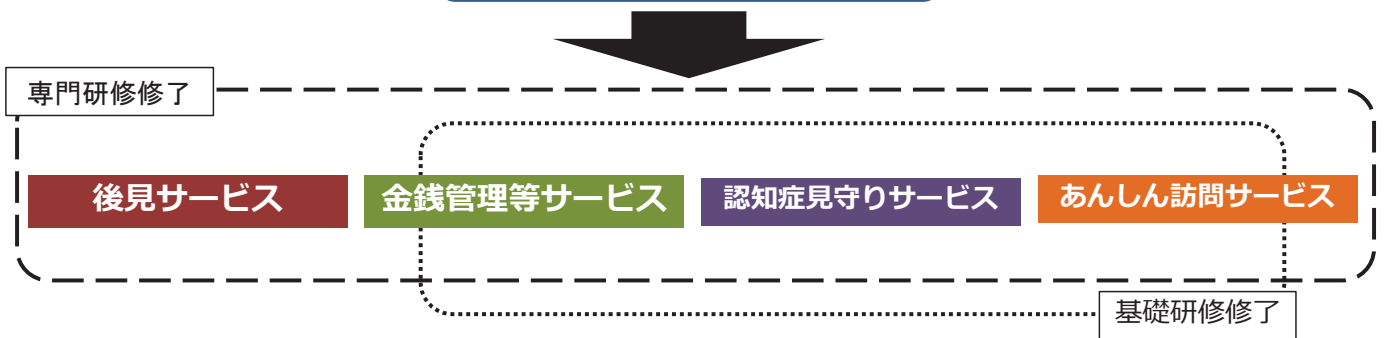
○後見サービス（法人後見事業）

○金銭管理等サービス（日常生活自立支援事業）

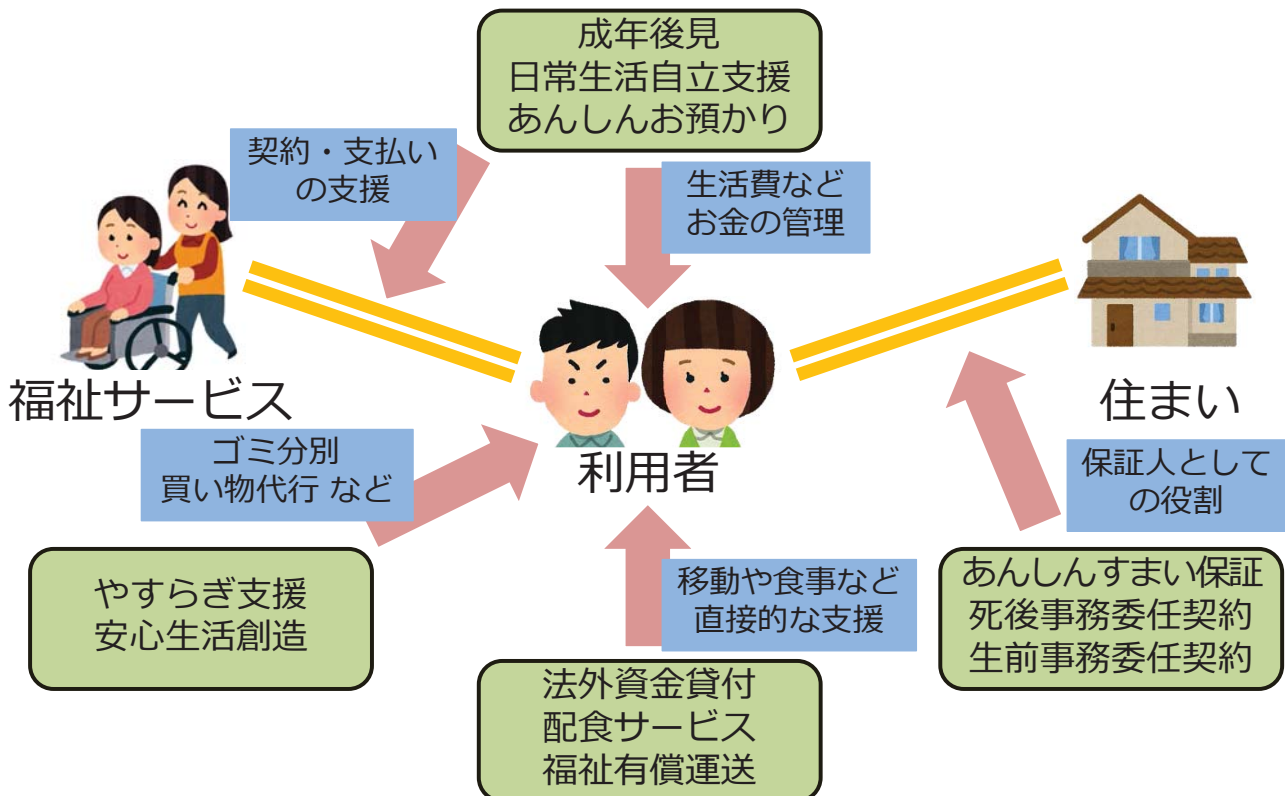
○認知症見守りサービス（やすらぎ支援事業）

○あんしん訪問サービス（安心生活創造事業）

あんしんサポーター



サポートセンターによる支え合いのイメージ



5 「居住支援」 関連の取り組み

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

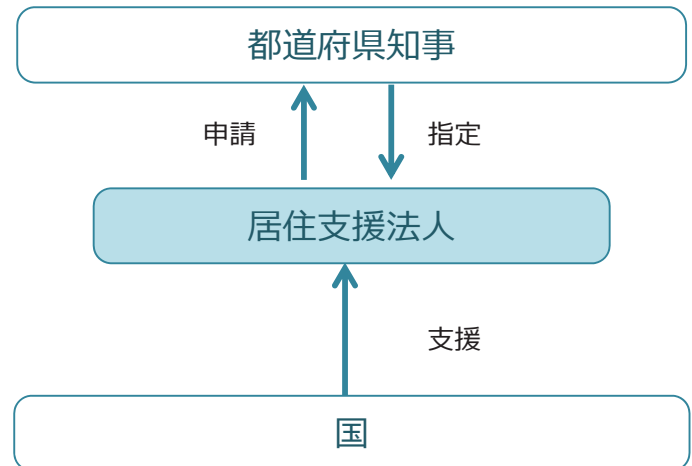
- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・[R2年度予算案] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数

居住支援法人としての取り組み(R1. 10月～)

空き家等を活用し、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低額所得者、子育て世帯など）に対する住宅セーフティ機能を強化するための住宅セーフティネット法に基づく『居住支援法人』の指定を令和元年10月2日に北海道から受け、あんしんサポートセンタの機能を活用した居住支援業務を行っている。

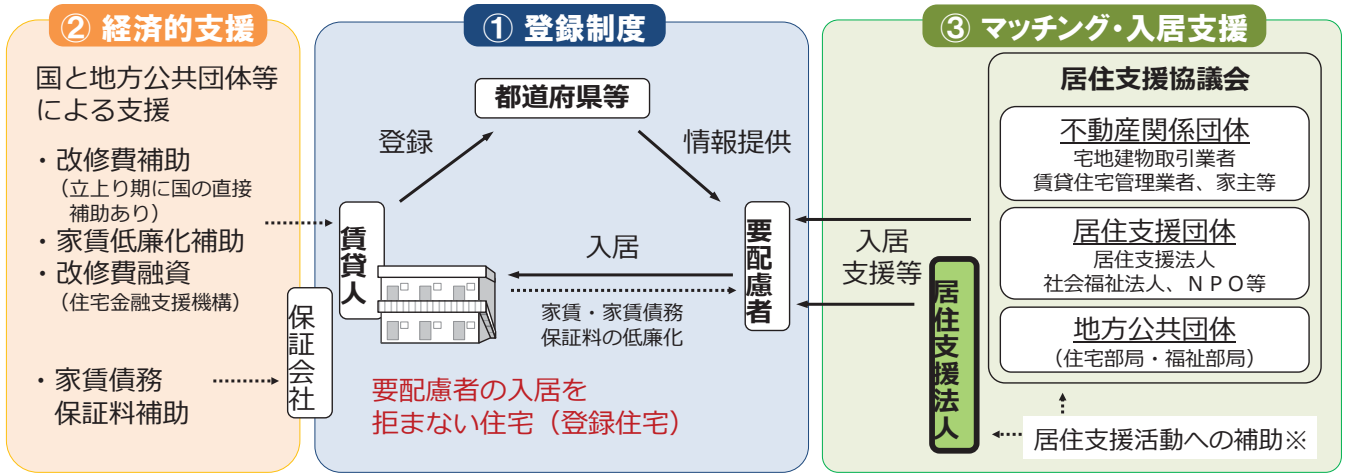
- 1) 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
…あんしんサポートセンターの業務などを含めた窓口等での相談対応
- 2) 見守りなど要配慮者への生活支援
…金銭管理事業（成年後見、日自、あんしんお預かり）、生活支援（安心生活）、身元保証（あんしんすまい、死後事務）を活用した支援
- 3) 家賃債務保証の保証
…本会が提携する一般社団法人高齢者住宅財団を紹介

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

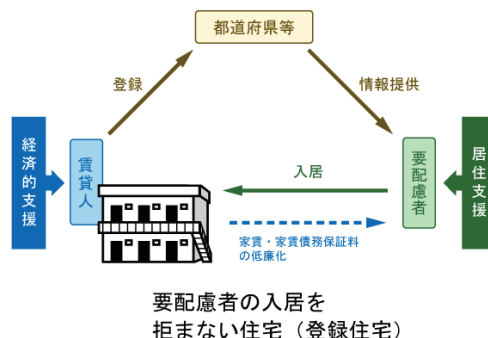
- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



セーフティネット住宅の登録 (R2. 12月～)

- ・ 社協が所有する高齢者賃貸住宅住宅
- 共同住宅（清流ハウス8・ふれあいの家・陽だまりの家）
3ヶ所 22戸
- 戸建て住宅（遺贈住宅）1戸
- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（高齢者専用住宅）として登録
- ・ 令和3年4月から「家賃低廉化補助制度住宅」として、運用開始予定



遺言書の作成支援

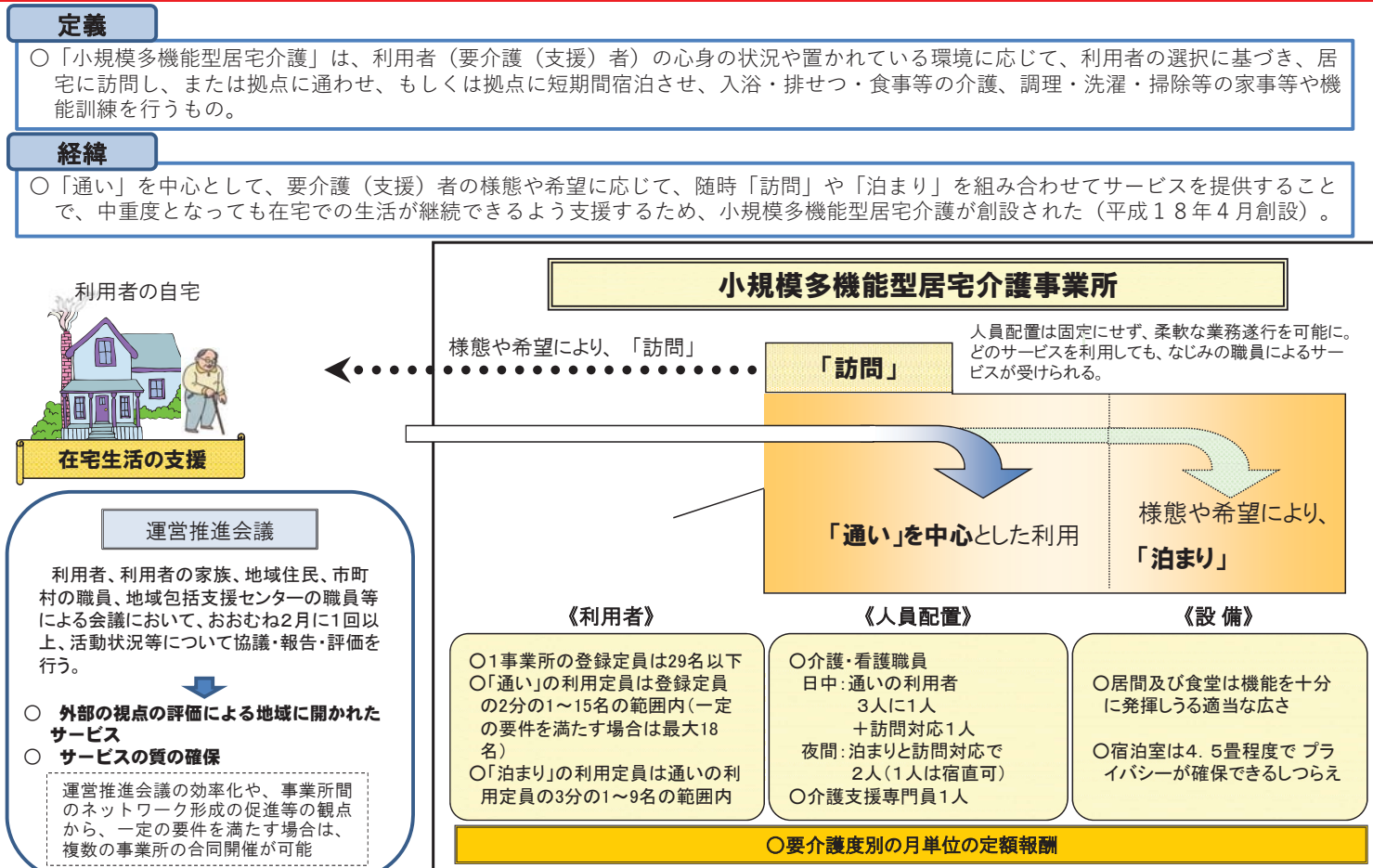
成年後見制度や死後事務委任契約事業といった事業展開と相談対応を行う中で、特に身寄りの居ない人への支援対応として、遺言書の作成支援にも取り組んでいます。

【内 容】


遺言書を作成したいがどうしたら良いか分からないという方に、基本的には、公正証書遺言を作成するまでの作成支援を行います。

本人と公証人役場の橋渡し役として、本人から相続を残したい財産や相続内容の確認を行い、公証人役場に必要書類や必要となる金額の確認等を行った後に、本人へ確認した内容の説明を行う。状況によっては、必要書類の取得支援や公証人役場への連絡引き継ぎも行っています。

小規模多機能型居宅介護の概要



7 「地域共生社会の実現」に向けた全国的な流れ

「全社協 福祉ビジョン2020 ～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」 ＜概要＞	
<p>第1章 「全社協 福祉ビジョン2020」がめざすこと</p> <p>○ 「全社協 福祉ビジョン2020」では、全国の社会福祉組織・関係者がともに考え、2040年を見据えつつ、2030年までを取り組み期間とし、取り組みの方向性を提起。 ※中間年である2025年に見直しを実施</p> <p>➡ 「全社協 福祉ビジョン2020」を羅針盤として、関係者がこれまで築き上げてきた社会保障・社会福祉を将来世代につなげるために役割を果たしていく</p> <p>○ 「全社協 福祉ビジョン2020」では、国で進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている「SDGs=誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を包含し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざす。</p>	<p>第3章 「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するために</p> <p>社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等は、以下の取り組みを進める。</p> <p>①重層的に連携・協働を深める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会は地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けて「連携・協働の場」になる ・社会福祉法人は「連携・協働の場」における地域のネットワークの中心として活動する <p>②多様な実践を増進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての人を対象に、居宅から施設までニーズに応じて多様なサービスを開発していく <p>③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きやすく、働き続けられる職場づくりを進める ・多様な人材の参入を促進し、将来に向けて人材確保のすそ野を広げる <p>④福祉サービスの質と効率性の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の向上と効率性の向上を同時に求めていく ・福祉人材の多機能化、提供方法の見直し、ICT等の技術の活用を進める <p>⑤福祉組織の基盤を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な資金の確保と職員の雇用の安定化を図る ・地域公益活動の促進を図り、非営利組織や企業等との協働を進める <p>⑥国・自治体とのパートナーシップを強める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体とのパートナーシップを強化し、公的委託事業の質を確保するために継続性を確保する ・地域生活課題の解決に向け、積極的な政策提言を行う <p>⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の参加の機会の拡充に向け、信頼関係の構築と情報発信に努める <p>⑧災害に備える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害福祉支援センター（仮称）」の設置を図り、平時から「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の組織化を進め、災害福祉支援のネットワーク化と専門人材の養成を図る ・平時から体制整備を図るための公的資金の確保と法整備を実現する
<p>第2章 2040年に向けた福祉を取り巻く環境</p> <p>○ 2040年問題の背景にある人口構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ➡ 少子高齢化、人口減少社会 団塊ジュニア世代が2040年には65歳以上になる ➡ 75歳以上高齢者の全人口割合は2040年には20%を超える <p>○ 単身世帯も増加し、2030年には全体の約4割になる</p> <p>○ 労働力人口は急速に減少する。</p> <p>○ 2040年に向けては「製造業」の就業者数は大きく減少する一方で、「医療・福祉」の就業者数は増加していく</p> <p>◆ 各福祉分野の現状と課題：(1) 分野別の現状と課題、(2) 横断的な課題</p> <p>◆ 各福祉組織の現状と課題</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">長期的視点に立って今から備えていくことが必要</p>	
<p>「全社協 福祉ビジョン2020」の具体化を図るために、組織ごとの「行動方針」の策定を呼びかけ</p>	

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

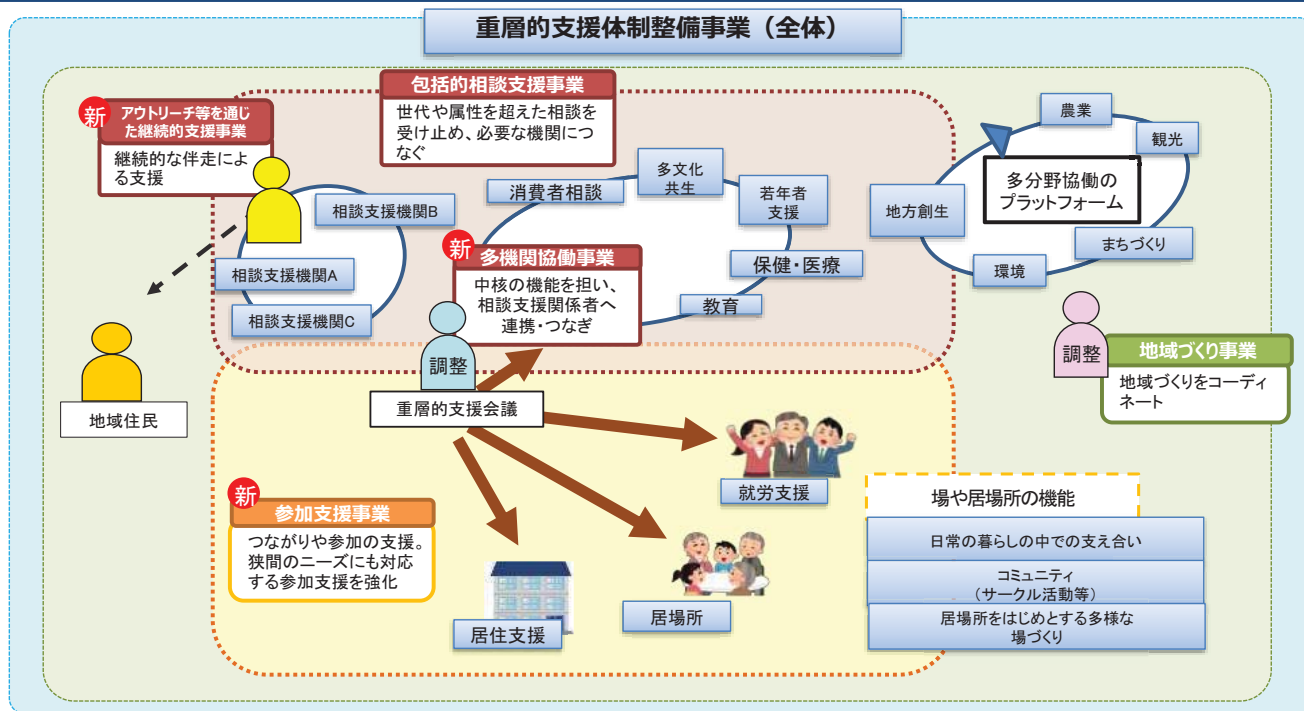
- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。
- （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
 - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
- ＜最終とりまとめで示された方向性＞
- 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
 - I 断らない相談支援
 - II 参加支援
 - III 地域づくりに向けた支援
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業(Ⅰ～Ⅲ)の支援を一体的に実施

Ⅰ 相談支援

○ 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施

○ 以下の2つの機能を強化

- ① 多機関協働の中核の機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能)
- ② 個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能

Ⅱ 参加支援

○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施

(※1) 世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
(※2) 就業支援、見守り等居住支援 など

○ 長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

○ 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

○ 以下の場及び機能を確保

- ① 住民同士が会い参加することのできる場や居場所
- ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

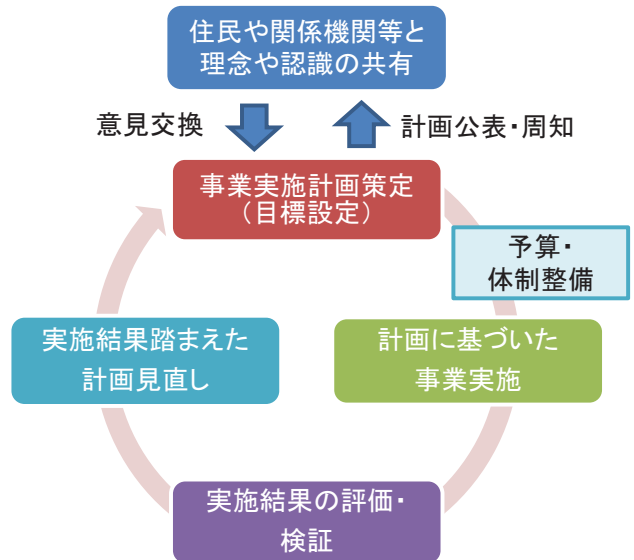
**Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援
を実施**

支援プランの作成(多機関協働と一体的に実施)

重層的支援体制整備事業実施計画の策定

計画策定の意義・目的

- 「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。(法第百六条の五)
- この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域(住民)が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- また、本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携の下で実施するものであることから、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、
 - ① 上記の関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
 - ② 計画に基づいた事業実施
 - ③ 事業実施結果の評価・検証
 - ④ 実施結果等踏まえた計画見直し
 PDCAサイクルにより、事業を実施していくことが必要である。



計画に基づいた予算・体制の整備

- ・市町村においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」に記載した内容に基づいて、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる。
- ・国及び都道府県からの重層的支援体制整備事業交付金の算定にあたっては、その根拠として、計画の内容や実施状況について提出・確認を行う。

重層的支援体制整備事業実施計画の内容

計画に記載する事項

- 重層的事業実施計画に記載する事項としては、以下のような事項を予定。(厚生労働省令により規定)
 - ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
(事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など)
 - ② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項(※下表の記載内容例を参照)
 - ③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標
(相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など)
 - ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項
(関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など)
- ※ 計画策定にあたって各事項に盛り込むことが望ましい事項や策定のポイント等については、別途、その詳細について指針等において提示予定

重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項の具体的な記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
相談支援	・相談支援機関(窓口)の設置箇所数 ・各相談支援機関(窓口)の主な対象分野、設置形態(基本型、統合型、地域型)、運営形態(直営・委託)、各機関の対象圏域等
参加支援	・地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等(担当機関、実施方法等) ・参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり支援	・地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等(担当機関、実施方法等) ・地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援	・アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等(担当機関等)
多機関協働	・多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法

豊かで活力のある未来を創る SDGs の目標を包含して

さらに、国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs）」⁴が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。わが国においても SDGs の実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

この SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであります。

SDGs では 2030 年を年限として、17 の共通目標を提示しています。社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。たとえば SDGs の目標 1 の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、私たち福祉組織・関係者が担う、地域のなかの生活困窮者や貧困世帯の子ども等への支援に重なります。目標 3 の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」、目標 10「各国内及び各国間の不平等を是正する」、目標 11「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」などは、私たち福祉組織・関係者が行っている社会福祉事業や地域福祉活動そのものということが言えます。

また、福祉施設等において環境に配慮した消費財への切り替えを行うなど、福祉組織・関係者も社会の一員として SDGs の 17 の目標における取り組みを意識し、自らの行動を問い直していく必要があります。


















【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要



ロゴ：国連広報センター作成
出典：外務省 HP

4 SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）エスディージーズ
2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓って取り組みを進めることとしている。

SDGsの17の目標と社会保障・社会福祉との関わり

SDGsの目標	社会保障・社会福祉との関わり
 <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	生活困窮者自立支援 子どもの貧困への対策 生活保護、生活福祉資金貸付制度
 <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	子どもの貧困への対策(子ども食堂、フードバンク等) 生活困窮者自立支援 ホームレスへの支援
 <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	統合的な医療・福祉サービスの提供 福祉活動の推進 介護予防
 <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する</p>	生活困窮者自立支援 子どもの学習支援活動
 <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>	困難を抱える女性への支援 特定妊婦への支援 母子生活支援施設における母子への支援
 <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	生活困窮者自立支援 ホームレスへの支援
 <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	生活困窮者自立支援 エネルギー効率の改善
 <p>包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	福祉人材の確保・育成 働き方改革等による人材の定着支援 外国人材
 <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの構築を図る</p>	ICT、AI等の活用による介護サービス等の提供
 <p>各国内および各国間の不平等を是正する</p>	ソーシャル・インクルージョンの視点に立った福祉サービスの提供 障害者差別解消法による障害者差別の解消
 <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>	地域共生社会によるまちづくり
 <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	持続可能な消費の意識の醸成
 <p>気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	災害への備え、災害時福祉支援、DWT
 <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	持続可能な消費の意識の醸成
 <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>	持続可能な消費の意識の醸成
 <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	社会福祉法人としての社会的責任の発揮 情報開示、第三者評価事業、苦情解決事業
 <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・ネットワークを活性化する</p>	社会づくりのプラットフォームとしての社会福祉協議会、広域な連携による地域公益活動を実施する社会福祉法人、地域住民のひとりとして地域住民に最も近い立場で寄り添う民生委員・児童委員の連携による、地域のネットワークの構築 ⇒地域共生社会の推進

(全社協 福祉ビジョン改定作業委員会整理、2020年2月時点)

8 「本別町第6期地域福祉実践計画」策定・審議委員名簿

本別町社会福祉協議会 評議員名簿

(50音順：敬称略)

役職名	氏名	役職名	氏名
評議員	伊木 絹枝	評議員	今野 一 泉
//	石山 憲司	//	鈴木 賢
//	伊藤 巖	//	成田 忠孝
//	伊藤 英昭	//	西田 拓己
//	太田 則幸	//	藤井 勝敏
//	長利 留美	//	本間 正義
//	風間 進	//	安田 廣行
//	加藤 鉄男	//	若木 佳則

本別町社会福祉協議会 理事・監事名簿

(理事・監事 50音順：敬称略)

役職名	氏名	役職名	氏名
会長	砂原 勝	理事	高木 幸夫
副会長	棚村 憲昭	//	竹田 稔
//	田西 昭子	//	新津 和也
//	井出 壬午	//	山田 英雄
理事	木村 正子	監事	佐川 逸雄
//	篠原 恵子	//	遠山 順継
//	菅原 信子		

本別町社会福祉協議会 総務部会名簿

(部員は 50音順：敬称略)

役職名	氏名	役職名	氏名
部会長	井出 壬午	部員	木村 正子
副部会長	菅原 信子	//	鈴木 賢
部員	伊木 絹枝	//	砂原 勝
//	石山 憲司	//	棚村 憲昭
//	伊藤 巖	//	成田 忠孝
//	伊藤 英昭	//	藤井 勝敏
//	風間 進	//	若木 佳則

本別町第6期地域福祉実践計画

令和3年（2021）4月～令和8年（2026）3月

令和3年3月発行

発行 社会福祉法人本別町社会福祉協議会

住所 〒089-3325 北海道中川郡本別町西美里別6番地15

電話 0156-22-8320

FAX 0156-22-5565

mail hon-sya@bz01.plala.or.jp

URL <http://www.shakyo.or.jp/hp/166/>